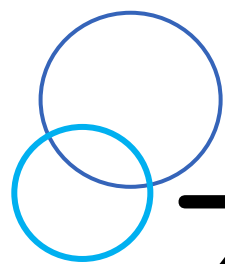
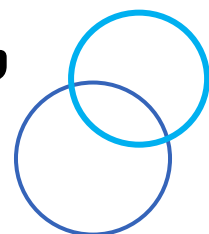


令和7年度版



# 大津市の環境



(環境白書)



本書は、大津市環境基本条例第16条に基づき、2024（令和6）年度における本市の環境の状況及び環境の保全と創造のため講じた施策などを、データを中心にまとめたものです。

## 目 次

### 令和6年度の環境トピックス

第1章 大津市の概況	1
1 位置	1
2 気象	1
3 土地利用	2
第2章 環境関係法令、条例及び関係審議会等	4
1 環境関係法令等の体系	4
2 大津市環境基本条例	5
3 大津市環境審議会	6
4 大津市廃棄物減量等推進審議会	6
5 大津市環境施策推進本部	6
第3章 大気・水・土壌等の保全	7
1 大気環境及び発生源の監視	7
2 水質環境及び発生源の監視	12
3 音環境の監視及び調査	24
4 土壌の環境監視	27
5 ダイオキシン類の環境監視及び発生源調査	28
6 各種規制・事業の適正な実施	29
第4章 ごみ減量と適正処理の推進	33
1 ごみ処理の流れと処理量	33
2 ごみ減量と資源化	34
3 廃棄物等の適正処理の推進	36
第5章 省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進と企業の環境保全	40
1 温室効果ガス排出抑制	40
2 環境保全協定の締結	41
第6章 美化活動及び環境保全活動の推進	42
1 都市美化の推進	42
2 環境保全活動の推進	43
第7章 生物多様性の確保	46
1 身近な環境（生きもの）市民調査	46
2 保護樹木・保護樹林の指定	47
第8章 環境にやさしい市役所を目指して	48
1 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の概要	48
2 公共施設における太陽光発電システムの活用	56
3 環境マネジメントシステムの取り組み	57

第9章 環境基準・規制基準	58
1 大気	58
2 水質	59
3 騒音・振動	65
4 土壌	67
5 ダイオキシン類	67
6 悪臭	68
第10章 大津市の環境行政の推移	69



## 小型充電式電池等の収集開始

令和6年7月より、家庭ごみの「びん」の日に合わせて、小型充電式電池等の回収を行っています。

回収の対象となるものは、

- ① 販売店で回収されない小型充電式電池
- ② 小型充電式電池の取り外しの困難な小型家電製品

小型充電式電池は、破損、変形などにより発熱、発火する危険性が高いため、適切に取り扱う必要があります。

また、処理施設や収集車の火災が発生する可能性があるため、「燃やせないごみ」や、「燃やせるごみ」の日に排出しないよう啓発を進めています。

小型家電製品に小型充電式電池が  
内蔵されている場合があります



(例)

ハンディファン、電子タバコ、ハンディクリーナーなど

## 家庭ごみ定期収集における土曜日収集の廃止

令和6年10月より、大津市の家庭ごみの収集曜日が変わりました。

社会における週休二日制の定着や、収集員の人材確保の観点から、土曜の収集を廃止し、収集曜日の再編を行いました。



# 第1章 大津市の概況

## 1 位置

大津市は、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の南西部に位置し、地形的には山と湖に挟まれた南北に細長い滋賀県の県都です。京阪神と東海や北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流により栄えてきました。

表1 大津市の地勢

方位	地名	経度、緯度	隣接地名
極東	上田上 大鳥居町	東経 136° 02' 36''	草津市、栗東市
極西	山中町	東経 135° 48' 53''	京都市、宇治市
極南	大石 小田原町	北緯 34° 52' 17''	甲賀市、宇治田原町
極北	葛川細川町	北緯 35° 17' 05''	高島市



図1 大津市の位置（県内）

## 2 気象

大津市の気象の経年変化を以下の図2に示します。また、図3にて令和5年の月ごとの気象を図示します。

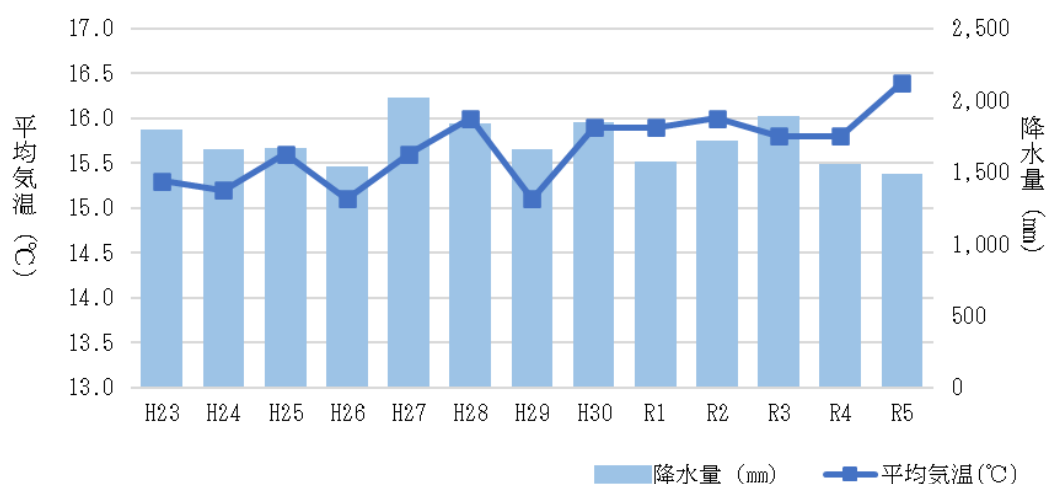


図2 大津市の気象の経年変化

(データ出展：気象庁)

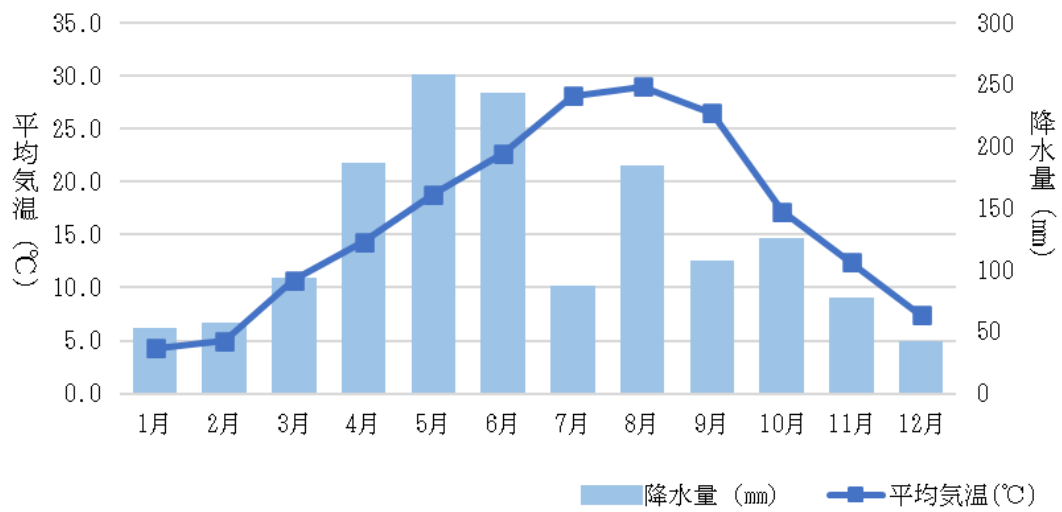


図3 大津市の気象（令和5年）

（データ出展：気象庁）

### 3 土地利用

大津市の土地利用状況について、以下の表2、表3のとおりです。

表2 土地利用状況（全市）

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
森林	25,204	54.3
水面・河川・水路	9,815	21.1
住宅地	2,498	5.4
農用地	2,329	5.0
道路	1,813	3.9
その他	4,792	10.3
合計	46,451	100

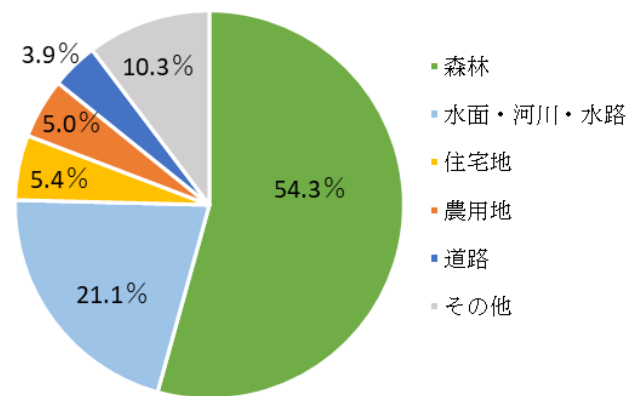


図4 土地利用状況

（出典：第5次大津市国土利用計画の表を一部編集）

※面積は平成26年時点

表3 都市計画・用途地域等の指定状況

区分		面積 (ha)
市街化区域		5,883.5
用途地域	第一種低層住居専用地域	785.3
	第二種低層住居専用地域	21.0
	第一種中高層住居専用地域	1,282.3
	第二種中高層住居専用地域	127.4
	第一種住居地域	2,064.2
	第二種住居地域	299.9
	準住居地域	14.7
	近隣商業地域	208.6
	商業地域	478.2
	準工業地域	296.4
	工業地域	287.1
	工業専用地域	2.5
市街化調整区域		27,026.5

(令和3年3月30日現在)

資料： 大津市統計年鑑 令和6年版より引用、一部様式改訂

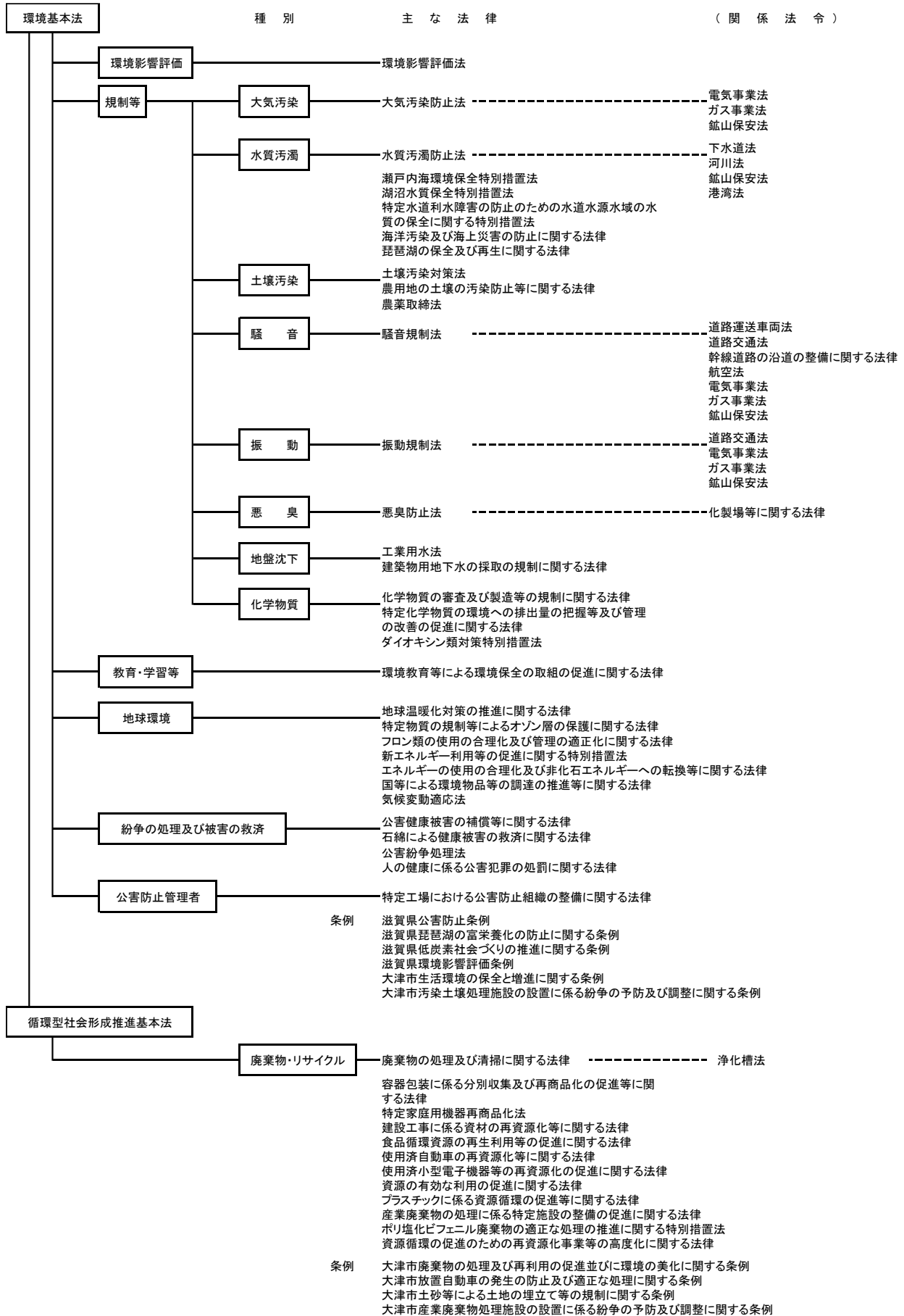
※日付は都市計画の変更を行った日である。

※都市計画区域、用途地域については、現行の都市計画法に基づくもののみあげている。

※市街化区域の総面積と用途地域の内訳が一致しないのは、一部用途地域に未指定地があるためである。

# 第2章 環境関係法令、条例及び関係審議会等

## 1 環境関係法令等の体系



## 2 大津市環境基本条例

平成7年9月に制定した「大津市環境基本条例」では、環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

### 環境基本条例の体系

前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

第1章 総則														
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">第1条 目的</td> </tr> <tr> <td colspan="5">環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</td> </tr> </table>					第1条 目的					環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。				
第1条 目的														
環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。														
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">第3条 基本理念</td> </tr> <tr> <td>①健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持</td> <td>②人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全</td> <td>③生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全</td> <td>④地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進</td> <td>⑤環境への負荷の少ない社会の構築</td> </tr> </table>					第3条 基本理念					①健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持	②人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全	③生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全	④地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進	⑤環境への負荷の少ない社会の構築
第3条 基本理念														
①健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持	②人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全	③生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全	④地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進	⑤環境への負荷の少ない社会の構築										
<table border="1"> <tr> <td>第4条 市の責務</td> </tr> <tr> <td>基本的かつ総合的施策の策定及び実施 率先した取り組み、市民、事業者に対する支援</td> </tr> </table>		第4条 市の責務	基本的かつ総合的施策の策定及び実施 率先した取り組み、市民、事業者に対する支援	<table border="1"> <tr> <td>第5条 市民の責務</td> </tr> <tr> <td>日常生活に伴う環境負荷の低減 良好な環境保全と創造への積極的取り組み</td> </tr> </table>		第5条 市民の責務	日常生活に伴う環境負荷の低減 良好な環境保全と創造への積極的取り組み	<table border="1"> <tr> <td>第6条 事業者の責務</td> </tr> <tr> <td>事業活動に伴う環境保全上の支障の防止 環境負荷の低減、市民活動への協力</td> </tr> </table>	第6条 事業者の責務	事業活動に伴う環境保全上の支障の防止 環境負荷の低減、市民活動への協力				
第4条 市の責務														
基本的かつ総合的施策の策定及び実施 率先した取り組み、市民、事業者に対する支援														
第5条 市民の責務														
日常生活に伴う環境負荷の低減 良好な環境保全と創造への積極的取り組み														
第6条 事業者の責務														
事業活動に伴う環境保全上の支障の防止 環境負荷の低減、市民活動への協力														
第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策														
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">第1節 環境基本計画</td> </tr> <tr> <td colspan="5">第7条 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</td> </tr> </table>					第1節 環境基本計画					第7条 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱				
第1節 環境基本計画														
第7条 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱														
<table border="1"> <tr> <td>第2節 環境上の基準</td> </tr> <tr> <td>第8条 環境上の基準の策定</td> </tr> </table>	第2節 環境上の基準	第8条 環境上の基準の策定	<table border="1"> <tr> <td>第3節 環境への配慮</td> </tr> <tr> <td>第9条 環境配慮指針の策定 第10条 市の施策策定時の配慮 第11条 事業所の環境配慮体制の整備促進</td> </tr> </table>	第3節 環境への配慮	第9条 環境配慮指針の策定 第10条 市の施策策定時の配慮 第11条 事業所の環境配慮体制の整備促進	<table border="1"> <tr> <td>第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策</td> </tr> <tr> <td>第12条 環境教育、学習の振興 第13条 市民活動の促進 第14条 情報の提供 第15条 調査研究体制の整備 第16条 報告書の作成等</td> </tr> </table>	第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策	第12条 環境教育、学習の振興 第13条 市民活動の促進 第14条 情報の提供 第15条 調査研究体制の整備 第16条 報告書の作成等	<table border="1"> <tr> <td>第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等</td> </tr> <tr> <td>第17条 地域行動計画 第18条 国際的な情報交換等</td> </tr> </table>		第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等	第17条 地域行動計画 第18条 国際的な情報交換等		
第2節 環境上の基準														
第8条 環境上の基準の策定														
第3節 環境への配慮														
第9条 環境配慮指針の策定 第10条 市の施策策定時の配慮 第11条 事業所の環境配慮体制の整備促進														
第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策														
第12条 環境教育、学習の振興 第13条 市民活動の促進 第14条 情報の提供 第15条 調査研究体制の整備 第16条 報告書の作成等														
第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等														
第17条 地域行動計画 第18条 国際的な情報交換等														
第3章 環境審議会														
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">第19条 審議会の設置</td> </tr> <tr> <td colspan="5">市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として大津市環境審議会を置く</td> </tr> </table>					第19条 審議会の設置					市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として大津市環境審議会を置く				
第19条 審議会の設置														
市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として大津市環境審議会を置く														
第4章 雑則														
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">第20条 推進体制</td> </tr> <tr> <td colspan="5">良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備する</td> </tr> </table>					第20条 推進体制					良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備する				
第20条 推進体制														
良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備する														

### 3 大津市環境審議会

昭和 48 年の大津市環境保全基本条例の制定に伴い、昭和 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置付けられたものとなっています。

学識経験者、関係団体の推薦する者、委員の公募に応募した市民から選任された者計 20 人以内の委員で組織され、環境基本条例施行以降、『大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて』、『大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について』及び『「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について』の答申を受けています。

### 4 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議するため、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第 17 条に基づき設置しています。学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織され、市長の諮問により、平成 23 年には「家庭ごみの有料化について」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について」の答申を、そして、最近では、令和 3 年 12 月に「一般廃棄物処理基本計画について」の答申を受けています。

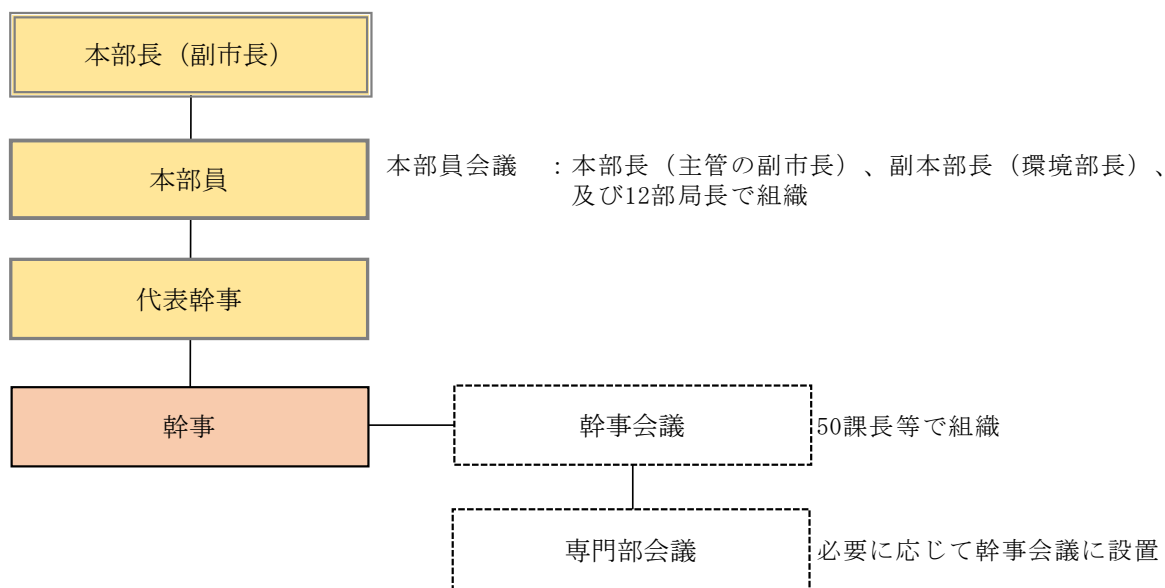
### 5 大津市環境施策推進本部

良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

副市長を本部長として関係部課で組織し、「大津市環境基本計画」の推進に関すること、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の推進に関すること、市の環境マネジメントシステムの構築等に関することについて、協議等を行っています。

#### 大津市環境施策推進本部の体系

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



### 第3章 大気・水・土壌等の保全

#### 1 大気環境及び発生源の監視

##### (1) 大気環境

###### ① 大気環境監視局による環境監視

本市では大気汚染防止法第22条に基づき、昭和49年より市内の大気汚染状況を把握するため大気汚染常時監視測定局を設置し、昭和63年からはテレメーターシステムを導入し常時監視を実施しています。

現在、一般環境測定局4か所、自動車排ガス測定局3か所の計7か所の測定局で常時監視を行っています。



図5 大気汚染常時監視測定局

表4 大気汚染常時監視測定局及び測定項目一覧

種別	名称	所在地	測定項目						
			窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	騒音
一般局	下阪本	下阪本四丁目15-12	○		○		○		
	藤尾	稲葉台28番地先	○				○		
	堅田	本堅田三丁目25-26	○		○		○	○	
	膳所	由美浜1-1			○				
自排局	石山	石山寺三丁目11-20	○	○	○		○	○	○
	逢坂	音羽台6-1	○	○		○	○	○	
	上田上	上田上牧町	○	○			○		

※一般局：一般環境測定局      自排局：自動車排ガス測定局

(令和7年3月31日現在)

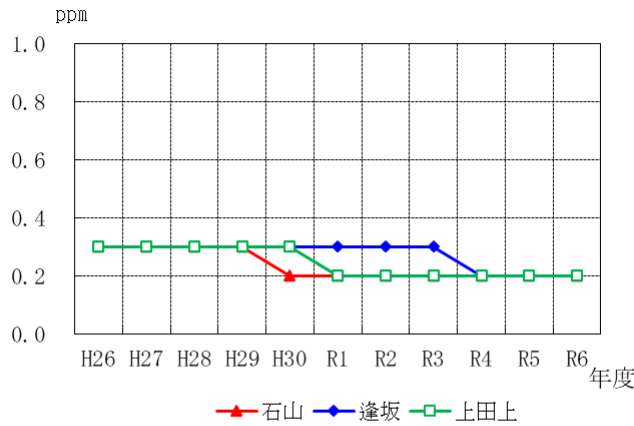
## ② 結果

光化学オキシダントを除き、全ての局、項目で環境基準を達成していました。

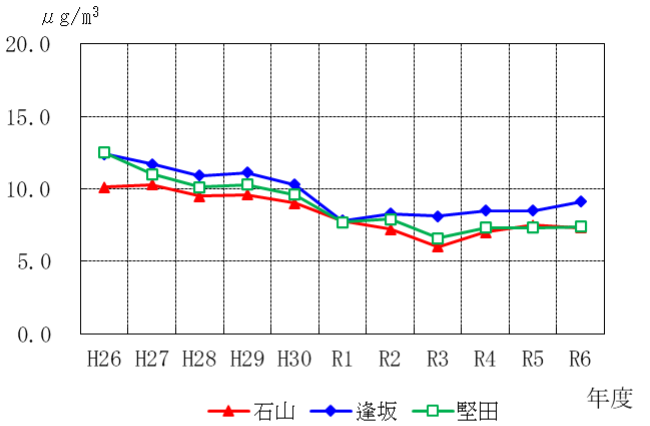
光化学オキシダントについては、全国的な状況と同様に、すべての測定局で環境基準が未達成でした。昼間の1時間値の年平均値の経年変化については、概ね横ばいで推移しています。

### 大気環境の経年変化

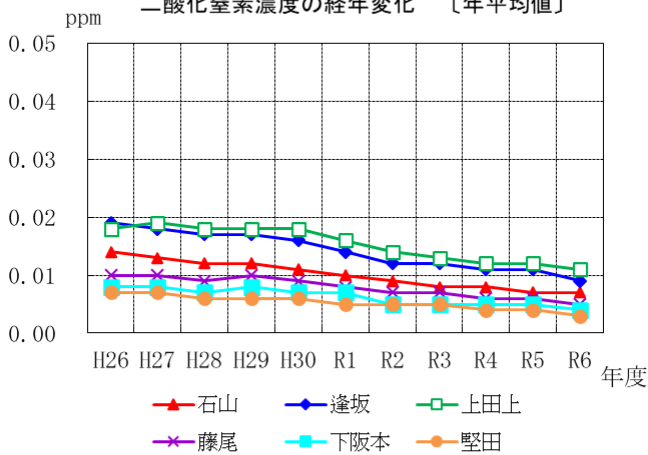
一酸化炭素濃度の経年変化 [年平均値]



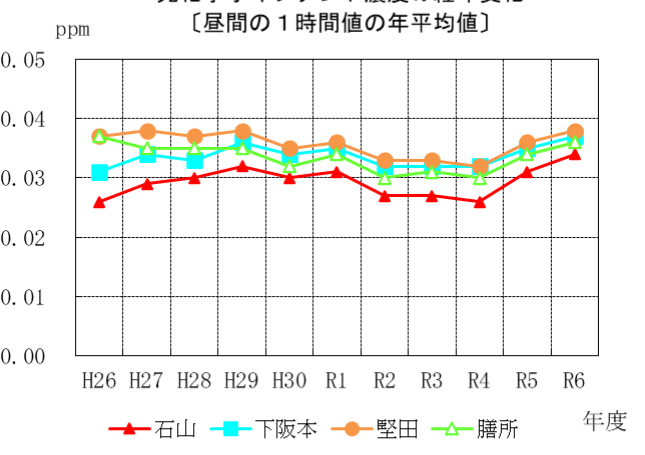
微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の経年変化 [年平均値]



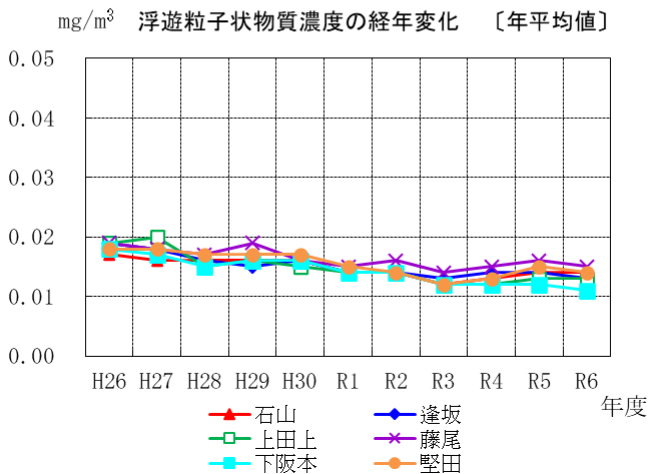
二酸化窒素濃度の経年変化 [年平均値]



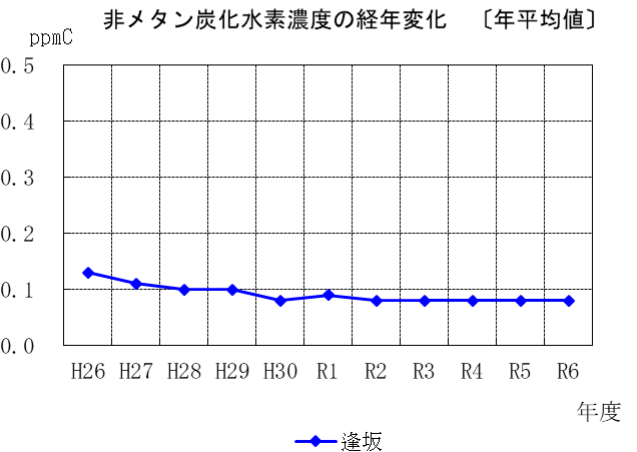
光化学オキシダント濃度の経年変化 [昼間の1時間値の年平均値]



浮遊粒子状物質濃度の経年変化 [年平均値]



非メタン炭化水素濃度の経年変化 [年平均値]



測定年度ごとの結果について、詳細は大津市ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/g/chosa/1389316948228.html>



リアルタイムの情報については、環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」で見ることができます。

URL: <https://soramame.env.go.jp>



そらまめくん 画面



オキシダントの濃度分布

### ③ 光化学スモッグ注意報

常時監視局のオキシダント濃度を用いて、光化学スモッグ注意報等の発令を行っています。

表5 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発令日数	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0

(注意報の発令の目安：0.12ppm)

### ④ 微小粒子状物質 (PM2.5) の監視

国から平成25年3月に微小粒子状物質 (PM2.5) が一定の濃度を超えた場合の注意喚起の対応方針が示されたことに伴い、滋賀県でも平成25年3月より、県内の大気環境局 (一般局、県内9箇所) で測定したPM2.5濃度が一定値以上になった場合に、注意喚起を行うこととしています。

これを受けて本市においても連絡体制を整備していますが、現在まで注意喚起等の発令はありません。

## ⑤ 有害大気汚染物質調査

令和6年度の結果は全国の調査結果とほぼ等しく、環境基準がある4項目については調査開始から継続して基準を満足しています。

表6 有害大気汚染物質調査結果（一般環境・令和6年度）

物質名	単位	最大値	最小値	平均値	環境基準もしくは指針値※	
アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	0.038	0.0013	0.015	2	※
塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	0.015	0.0014	0.006	10	※
クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	0.23	0.051	0.12	18	※
1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	0.16	0.042	0.089	1.6	※
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	5.5	0.38	1.6	150	
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.24	0.028	0.071	200	
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.19	0.010	0.062	130	
1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	0.004	0.076	0.028	2.5	※
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	0.20	0.68	0.38	3	
塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	0.029	2.0	1.4		
トルエン	μg/m <sup>3</sup>	0.85	6.1	3.6		
ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.0077	0.20	0.040		
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	0.69	5.6	1.9		
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	1.1	9.8	2.7		
酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.033	0.089	0.060		
ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.01	0.04	0.025		
クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.32	5.7	2.8		
マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	1.7	16	8	140	※
ニッケル化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.39	5.4	2.3	25	※
ヒ素及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.23	2.7	0.91	6	※
水銀及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	1.2	2.4	1.8	40	※

※環境中の有害大気汚染による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

## (2) 大気汚染物質の排出抑制

大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を有する工場等に対し、施設の設置状況、排ガスの自主測定結果等の確認及び法で定める規制基準の遵守状況の調査を行い、大気汚染の防止に努めています。

表7 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出状況

項 / 区分	ばい煙発生施設の種類	設置数
1	ボイラー	158
6	金属鍛造加熱炉	1
9	窯業焼成炉・溶解炉	7
11	乾燥炉	20
13	廃棄物焼却炉	6
29	ガスタービン	34
30	ディーゼル機関	72
31	ガス機関	10
合 計		308 (工場等の数161)

※電気事業法等に係る施設を含む。

(令和7年3月31日現在)

### (3) アスベスト対策

日本において、現在はアスベストの製造、輸入、新規の使用は行われていません。過去に使用されたアスベストについては、大気汚染防止法の改正（令和3年4月～）により、建築物の解体等工事での飛散防止対策が段階的に強化されています。

表8 特定粉じん排出等作業実施届出数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
レベル1 吹付け	18	8	8	7	8
レベル2 断熱材等	12	17	13	20	20

表9 環境中のアスベスト測定結果

年度	R4	R5	R6
濃度 (本/L)	0.36	0.22	0.22

※年複数回測定の平均値を記載。

※測定場所：滋賀県衛生科学センター

### (4) 悪臭対策の推進

悪臭防止法は昭和47年5月に施行され、工場等の事業活動に伴って発生する悪臭について、法で定める22物質（特定悪臭物質）の濃度を敷地境界等で規制していました（特定悪臭物質濃度規制）。しかし、近年の悪臭に関する苦情の多くが複合臭によるものや未規制物質によるものであり、従来の濃度規制では十分な効果が見込まれなくなったことから、平成24年4月1日に規制方法を「特定悪臭物質濃度規制」から、人間の嗅覚に基づいてにおいを数値化する「臭気指数規制」に変更し、規制地域も市内全域となりました。なお、同法では規制地域内の工場や事業場等は全て規制の対象となります。

市では悪臭に関する苦情に対し、発生源への指導や臭気指数の測定による規制等を実施しています。



臭気調査 試料採取のようす

## 2 水質環境及び発生源の監視

### (1) 水環境の概要

#### ① 琵琶湖の概況

琵琶湖は日本最大の淡水湖であり、およそ400万年もの長い歴史を持つ日本最古の湖で、世界中で20ほど存在する古代湖のうちの一つです。

琵琶湖には1,700種以上の水生動植物が生息することが報告されており、そのうち、60種以上の固有種を誇るなど貴重な自然環境を有するとともに、近畿圏1,450万人の生活や産業の発展に欠かすことのできない国民的資産です。

(出典：滋賀県HP)



図6 琵琶湖の地勢図

表10 琵琶湖の概要

琵琶湖の面積	669.26km <sup>2</sup> (県面積の約1/6)
南北の長さ	63.49km
最も幅の広いところ	22.8km
最も幅のせまいところ	1.35km
琵琶湖のまわり	235.20km
最も深いところ	103.58m
平均の深さ	約41.2m
北湖の平均の深さ	約43m
南湖の平均の深さ	約4m
貯水量	275億m <sup>3</sup> (うち南湖2億m <sup>3</sup> )

#### ② 河川の概況

市内の一級河川の一部を除き、琵琶湖及び瀬田川に流入しています。

本市は山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため、延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。



## (2) 水質環境

### ① 河川水質の環境監視

本市では昭和 53 年以来、市内主要河川について水質調査を実施しています。

令和 6 年度の水質調査の結果では、生活環境項目では、7 河川で大腸菌数の超過が確認されましたが、代表的な水質の指標である BOD は全ての河川で基準を満足していました。

近年の水質変化をみると、市内全域で下水道整備が進んだことから良化・横ばい傾向にあります。

表11-1 市内河川の環境（上の）基準達成状況（令和 6 年度）

河川名		生活環境項目						特殊項目		類型
		pH	DO	BOD(75%値)	SS	大腸菌数(90%値)	T-N	T-P		
北湖流入	* 滝川	○	○	○ (0.7)	○	× (120)	○	○	AA	
	* 比良川	○	○	○ (0.5)	○	× (130)	○	○	AA	
	* 八屋戸川	○	○	○ (0.6)	○	○ (92)	○	○	AA	
	* 天川	○	○	○ (0.7)	○	○ (180)	○	○	A	
	* 喜撰川	○	○	○ (0.9)	○	× (530)	○	○	A	
	和邇川	○	○	○ (0.9)	○	○ (200)	-	-	A	
	* 真野川	○	○	○ (1.0)	○	○ (190)	○	○	A	
南湖流入	天神川	○	○	○ (0.8)	○	○ (200)	-	-	A	
	* 雄琴川	○	○	○ (0.9)	○	○ (150)	○	○	A	
	* 大正寺川	10/12	○	○ (1.0)	○	× (440)	○	○	A	
	大宮川	○	○	○ (0.8)	○	○ (160)	-	-	A	
	* 際川	10/12	○	○ (1.1)	○	○ (160)	○	○	A	
	柳川	○	○	○ (0.8)	○	× (340)	-	-	AA	
	吾妻川	11/12	○	○ (0.9)	○	× (340)	-	-	AA	
	相模川	10/12	○	○ (0.8)	○	× (140)	-	-	AA	
	* 兵田川	5/12	○	○ (1.2)	○	○ (150)	○	○	A	
	* 長沢川	○	○	○ (1.0)	○	○ (210)	○	○	A	
瀬田川流入	* 盛越川	8/12	○	○ (1.0)	○	○ (180)	○	○	A	
	* 三田川	○	○	○ (0.9)	○	○ (200)	○	○	A	
	* 多羅川	○	○	○ (0.8)	○	○ (120)	○	○	A	
	* 千丈川	○	○	○ (0.9)	○	○ (130)	○	○	A	
	大戸川 上	○	○	○ (0.7)	○	○ (200)	-	-	A	
	下	○	○	○ (0.7)	○	○ (130)	-	-	A	
	信楽川 上	○	○	○ (0.7)	○	○ (230)	-	-	A	
	下	○	○	○ (0.7)	○	○ (170)	-	-	A	
	* 大石川	○	○	○ (0.9)	○	○ (220)	○	○	A	

注 1 \*は環境上の基準の類型指定河川（市河川）、それ以外は環境基準の類型指定河川（県河川）。

注 2 生活環境項目のうち、BOD は 75%水質値を基準値とし、大腸菌数は 90%水質値を基準値とする（75%(90%)水質値：測定されたデータ N 個を数値の小さい順に並べた際に  $N \times 0.75(0.90)$  番目に位置する値）。それ以外の項目は日間平均値を基準値とする。達成状況欄の数字は全測定回数のうち達成回数で、○は全て達成、×は全て未達成を示す。

注 3 特殊項目（市河川のみ）は年間平均値を基準値とする。達成状況欄は基準達成状況で、○は達成、×は未達成を示す。

注 4 市河川に係る環境上の基準については大津市環境基本条例に基づき昭和 55 年に告示し、市内 8 河川（後に 2 河川追加）について類型の指定を行いました。その後、下水道が普及し、人々の生活スタイルが変化するとともに、旧志賀町との合併により大津市域が広がったため、改めて生物調査や水質調査の結果をもとに基準の見直しを行い、平成 28 年度より新たな基準で評価を行っています。

健康項目（27項目）・要監視項目（32項目中29項目を調査）については、全河川において56項目全てで、不検出もしくは基準を下回る状況でした。なお、要監視項目のうちPFOS及びPFOAの調査結果については、表11-2に示すとおり、令和6年度までに調査した全ての河川において暫定指針値（50ng/L）を下回っていました。

表11-2 市内河川のPFOS及びPFOAの調査結果

河川名		令和3年度 最小値～最大値	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北湖流入	* 滝川				2
	* 比良川				2
	* 八屋戸川				
	* 天川				3
	* 喜撰川			20	
	和邇川	27～33	41	27	
	* 真野川			10	
南湖流入	天神川	3～12	9		
	* 雄琴川				
	* 大正寺川				
	大宮川	<2～4	<2		
	* 際川				
	柳川	18～24	39	20	
	吾妻川	5～7	5		5
	相模川	9～13	14		
	* 兵田川				18
* 長沢川				33	
瀬田川流入	* 盛越川				12
	* 三田川				
	* 多羅川				
	* 千丈川			29	
	大戸川	11～18	23		15
	信楽川	5～13	5		
	* 大石川			25	

注1 \*は環境上の基準の類型指定河川（市河川）、それ以外は環境基準の類型指定河川（県河川）。

注2 PFOSとPFOAの測定値の合計によりPFOS及びPFOAの測定値を求める際に、PFOS又はPFOAの測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱うものとする。（報告下限値：1ng/L）

環境基準 設定河川 BOD75%値の経年変化

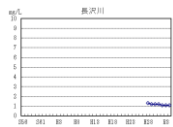
1 北湖流入河川

注：横軸：年度を示す

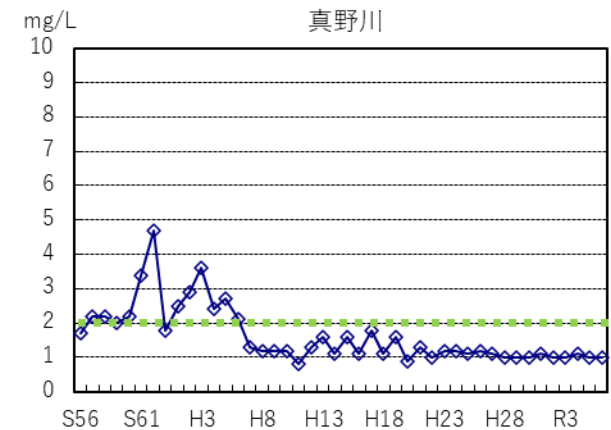
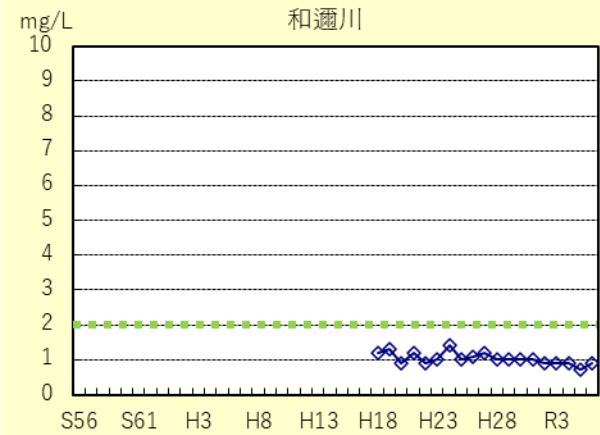
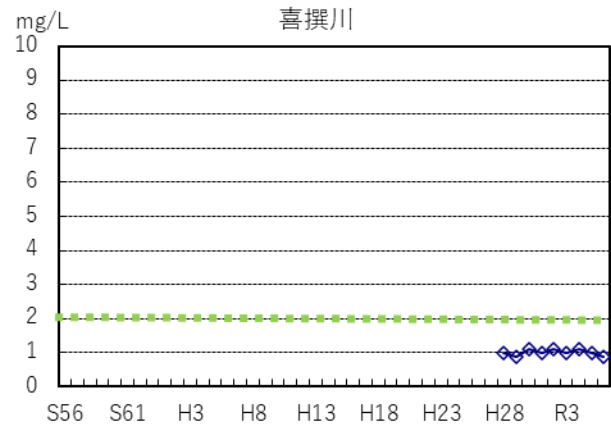
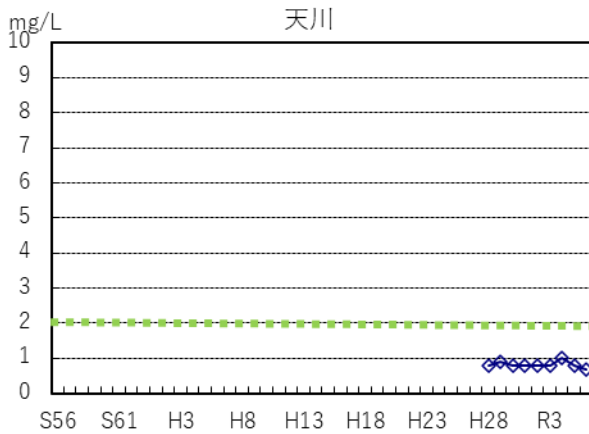
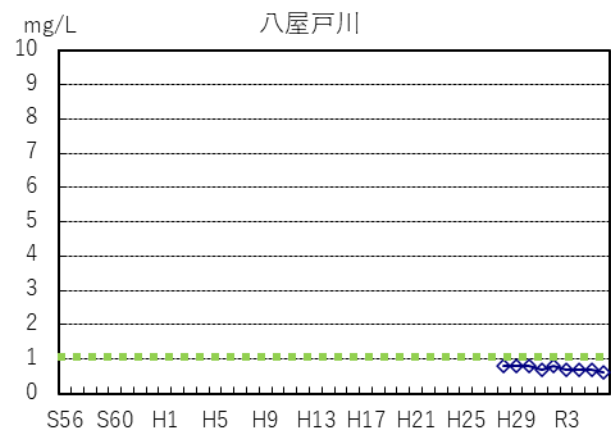
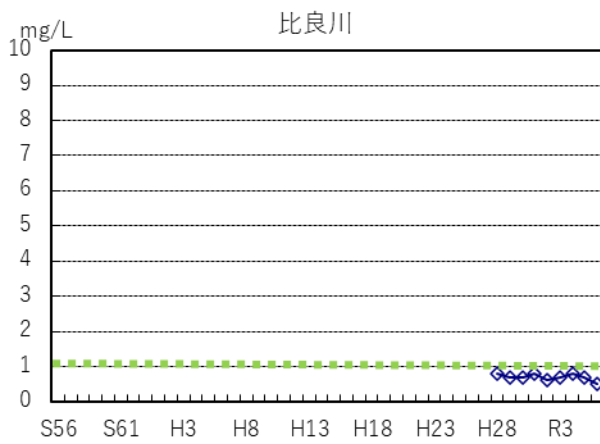
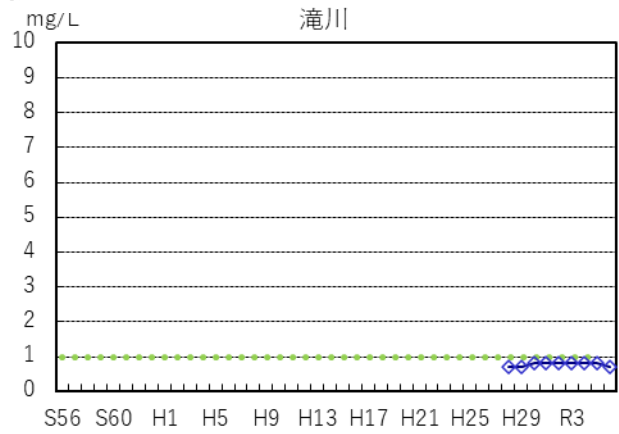
：環境基準値を示す



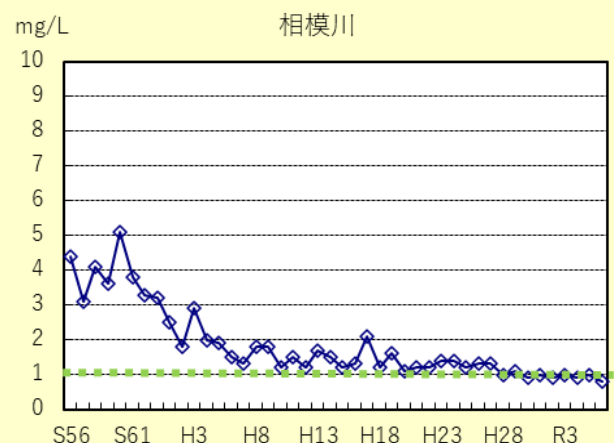
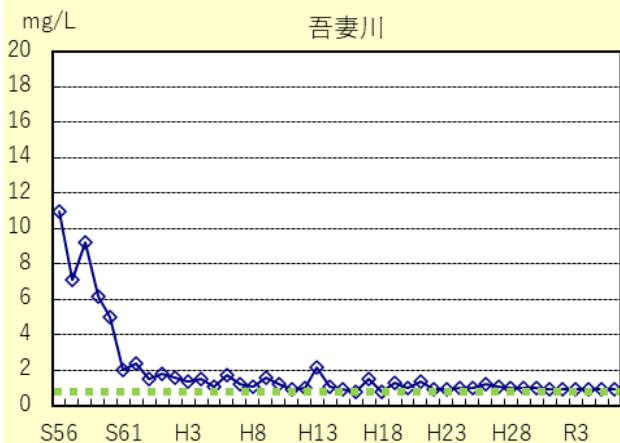
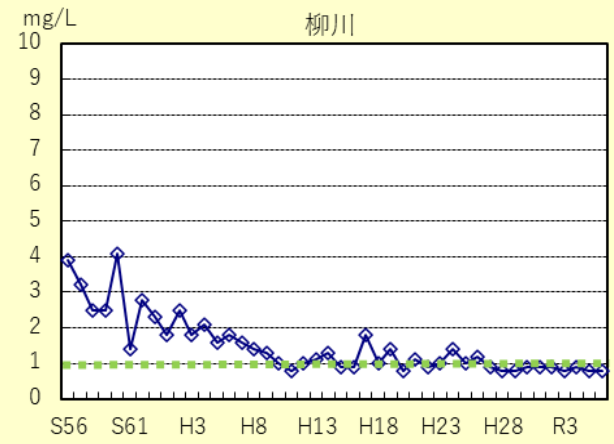
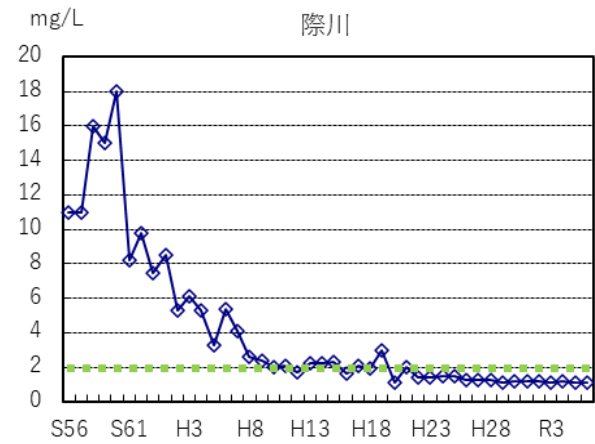
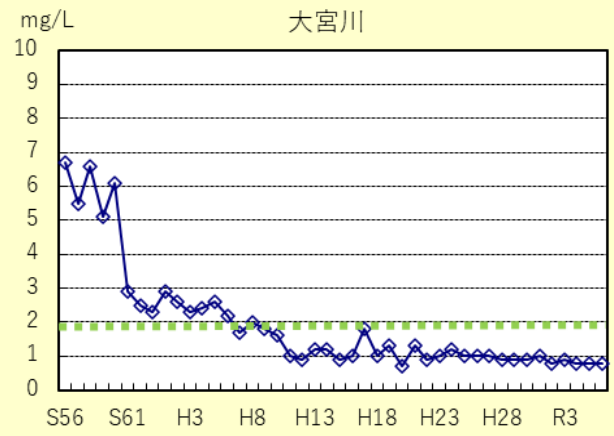
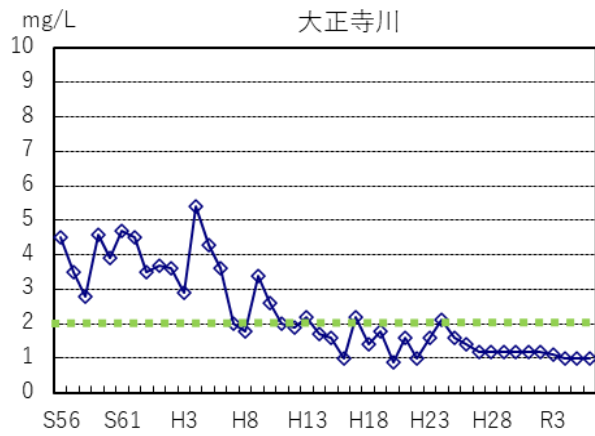
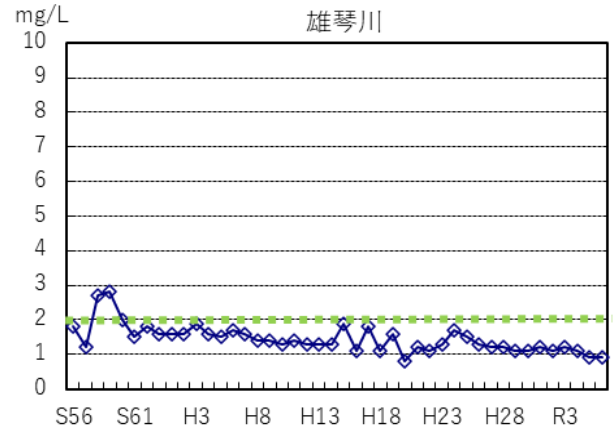
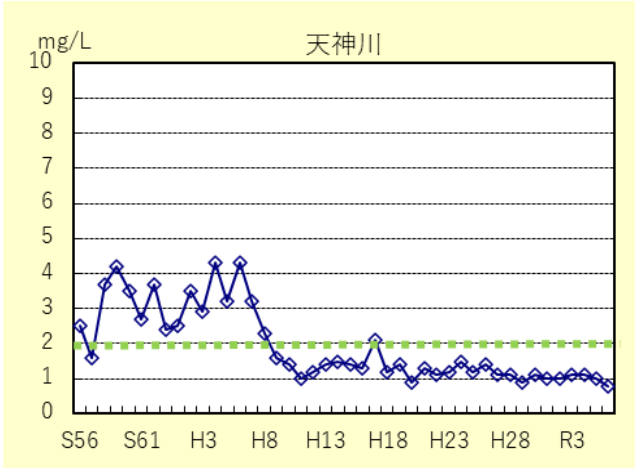
：滋賀県が環境基準の  
類型指定を行っている河川

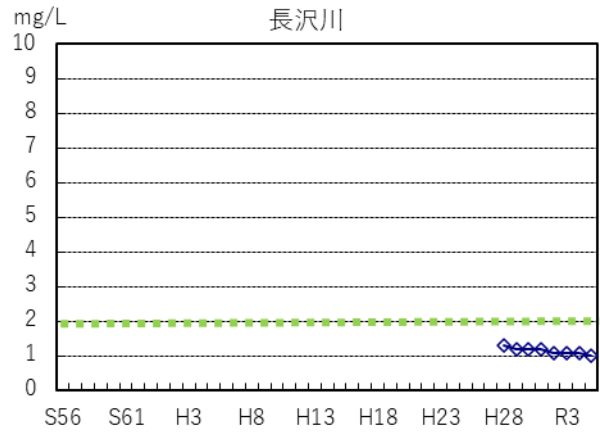
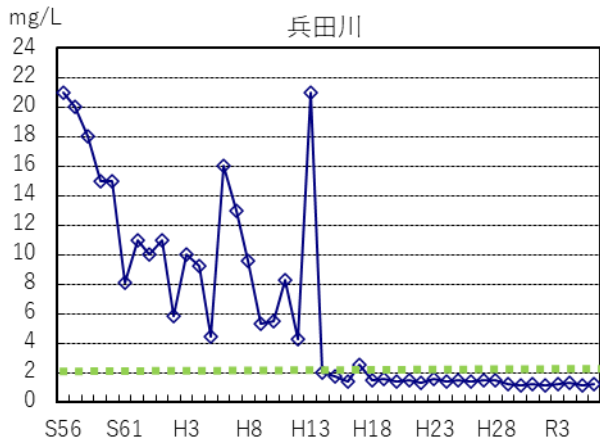


：大津市が環境上の基準に基づき  
類型指定を行っている河川

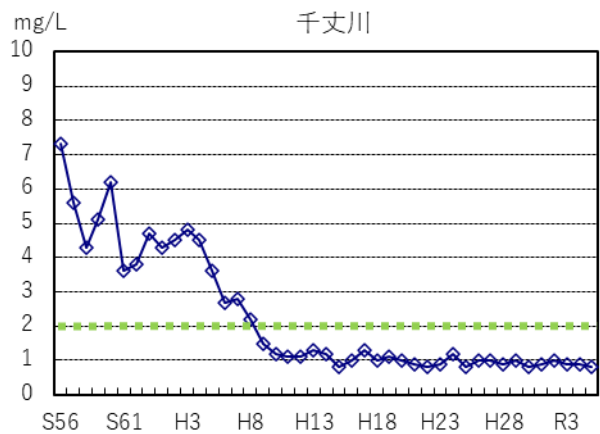
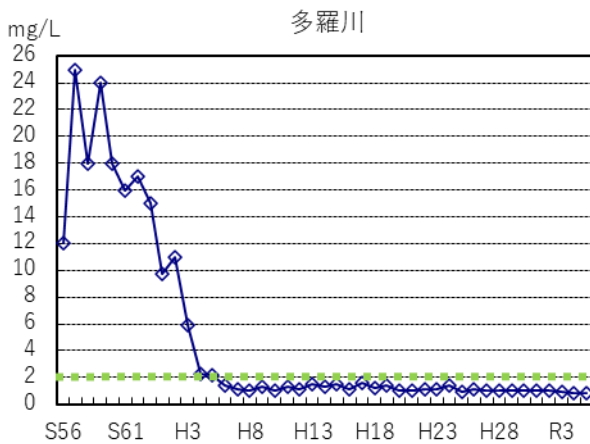
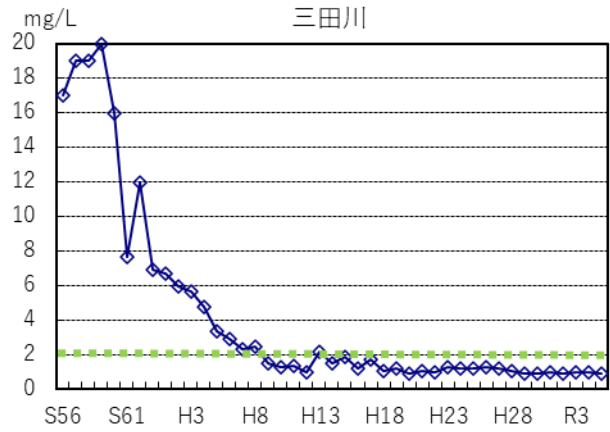
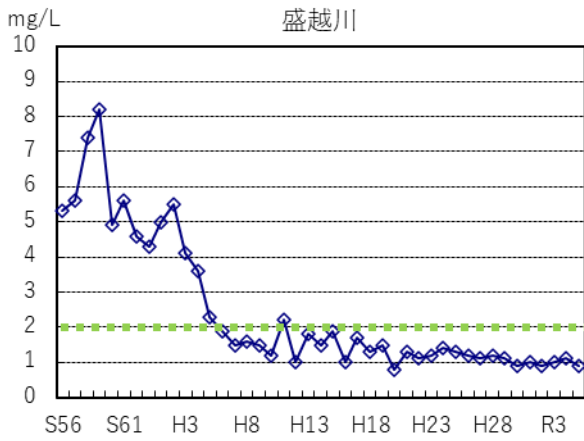


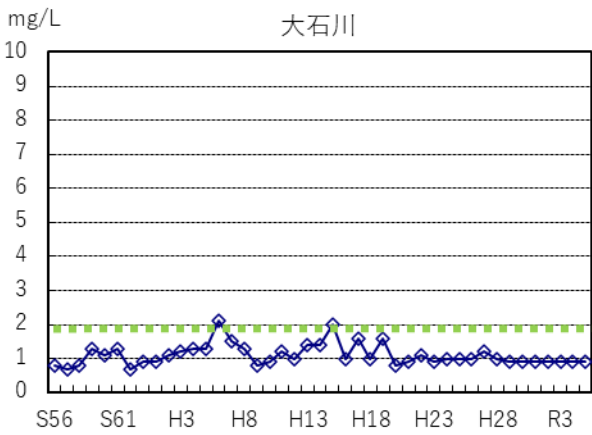
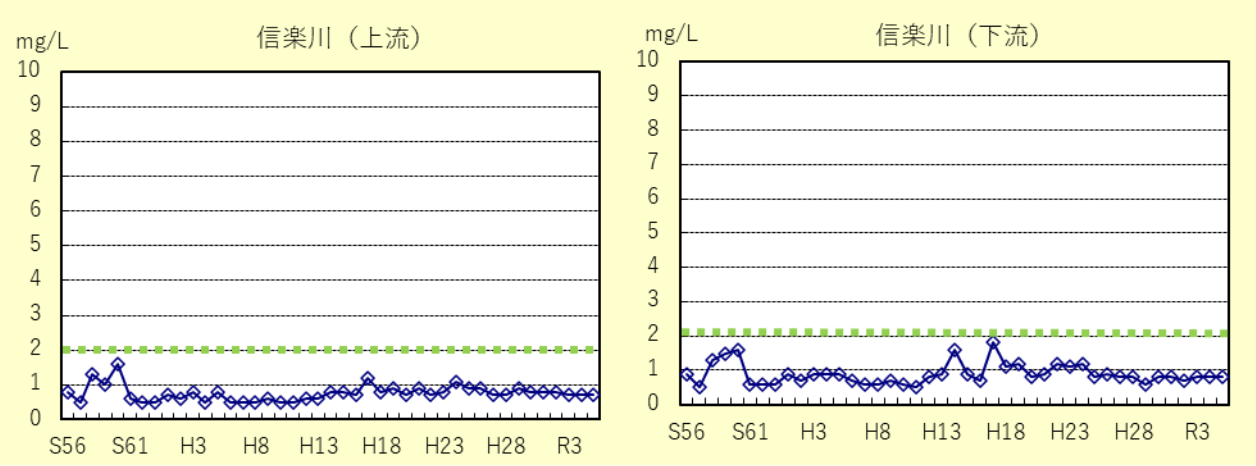
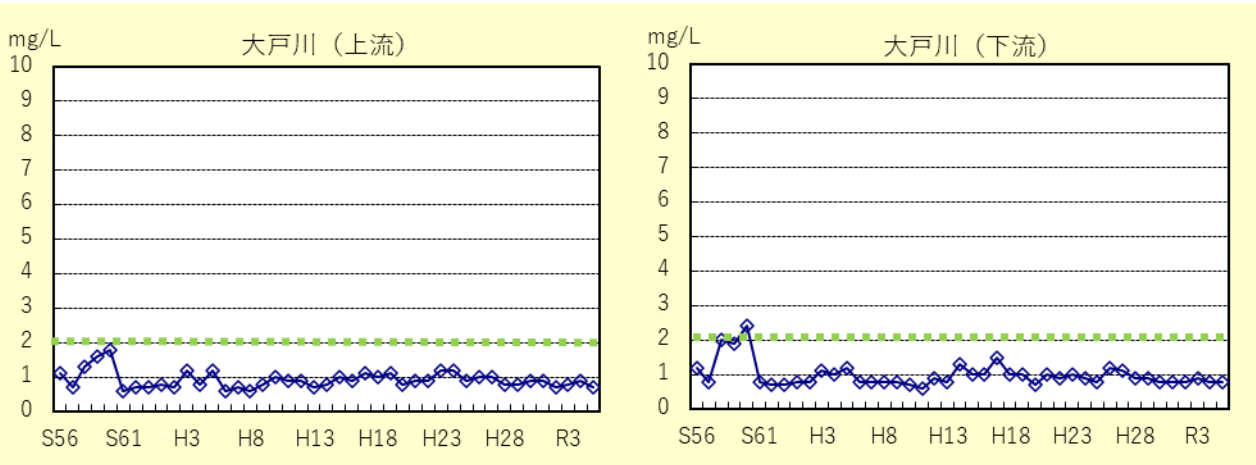
## 2 南湖流入河川





### 3 瀬田川流入河川





詳細なデータはホームページで公開しています。

URL : <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/g/chosa/138932.html>

大津市ホームページ：ホーム>環境・まちづくり>環境>環境調査>河川環境調査結果について

② 地下水の保全

表12 地下水調査の種別

種別	目的	調査地点	調査項目
概況調査	市内の全体的な状況把握	市域を 5ブロックに分け、 5年で1巡	環境基準項目 28項目
検出井戸周辺調査	概況調査により、新たに 有害物質等が検出された場合、 周辺で実施	検出井戸周辺	検出項目及び 関連項目
継続監視調査	検出井戸周辺調査で環境基準を 超過した井戸の継続監視	超過井戸	検出項目及び 関連項目
確認調査	継続監視後汚染が 認められなくなった 地域で確認調査	過去の超過井戸	検出項目及び 関連項目

表13 地下水調査結果(令和6年度)

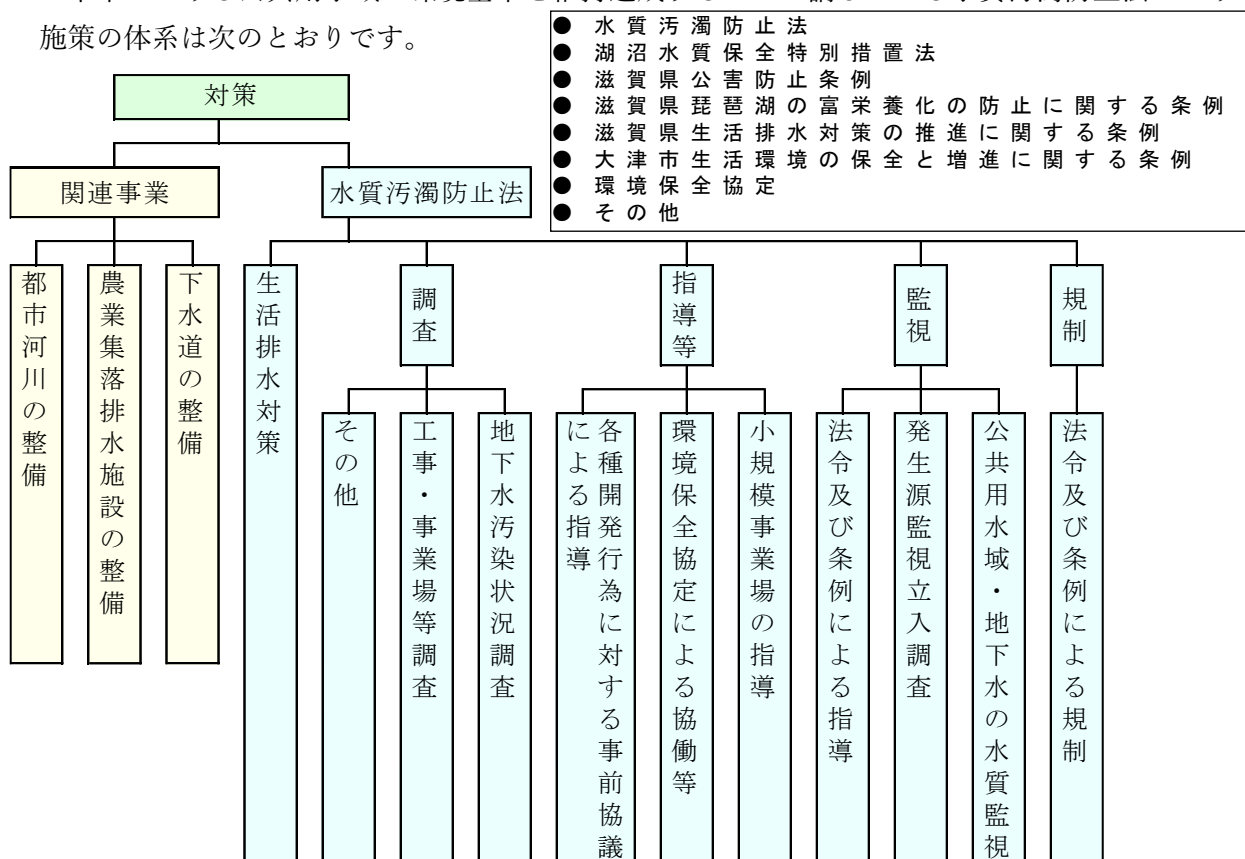
種別	調査地点	調査項目	測定結果(最大値)
概況調査	市内北部7地点	環境基準項目28項目	全ての項目で 環境基準値満足
検出井戸周辺調査	北小松地区3地点	鉛	全ての地点で 環境基準値満足
継続監視調査	大江地区2地点	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1地点: 13 mg/L 1地点: 28 mg/L 環境基準値超過

※確認調査は令和6年度は該当井戸がなかったため、未実施

### (3) 発生源からの排出抑制

#### ① 水質汚濁の防止対策（汚濁負荷低減対策の推進）

本市における公共用水域の環境基準を維持達成するために講じている水質汚濁防止法における施策の体系は次のとおりです。



#### ② 工場等からの負荷量低減

水質汚濁防止法における工場等の排水規制は、同法に基づく上乗せ条例により昭和 47 年から一律基準より厳しい排水基準が定められ、COD 等の一般項目については、日平均排水量 30m<sup>3</sup>以上 50m<sup>3</sup>未満の特定事業場が規制対象に加えられました。

また、滋賀県では昭和 47 年に滋賀県公害防止条例の全面改正により排水の規制を強化するとともに、昭和 54 年に滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例を制定し、全国に先駆けて排水の窒素・りん規制の他、りんを含む家庭用合成洗剤の使用、贈答、販売の禁止、生活排水対策、農畜産排水対策などを行ってきました。

本市においては、昭和 49 年に大津市生活環境の保全と増進に関する条例を制定しており、その中で工場等の設置、増設等の際の事前協議制度を定め、事業者对生活環境への配慮に関する指導を行ってきました。

表 14 法・条例に基づく特定事業場数

根拠法令	総数	10m <sup>3</sup> /日以上	10m <sup>3</sup> /日未満
水質汚濁防止法	399	77	322
湖沼水質保全特別措置法			
滋賀県公害防止条例	217	35	182
大津市生活環境の保全と増進に関する条例	10	1	9

令和7年3月31日現在

表15 水質汚濁防止法等に基づく特定施設別特定事業場数(令和6年度)

	特定施設番号	業種(施設)名	総数	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	
				10m <sup>3</sup> 未満	10m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 未満	50m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> 未満	200m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	500m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満	1,000m <sup>3</sup> 以上	
水質汚濁防止法・湖沼水質保全特別措置法	1-2	畜産農業	4	4						
	2	畜産食料品製造業	4	3				1		
	3	水産食料品製造業	8	6	2					
	4	保存食料品製造業	4	4						
	5	調味料製造業	2	2						
	8	菓子製造業	2	2						
	9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1						
	10	飲料製造業	6	4	2					
	16	めん類製造業	4	4						
	17	豆腐・煮豆製造業	9	9						
	19	紡績業・繊維製品製造業	1						1	
	21	化学繊維製造業	1						1	
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1					1	
	23-2	新聞・出版・印刷業又は製版業	3	3						
	30	発酵工業	1		1					
	33	合成繊維製造業	1						1	
	53	ガラス・ガラス製品製造業	1			1				
	55	生コンクリート製造業	6	5	1					
	58	窯業原料の精製業	2	1					1	
	59	砕石業	2	2						
	60	砂利採取業	1	1						
	62	非鉄金属製造業	1	1						
	63	金属製品・機械機具製造業	1	1						
	64-2	水道施設	4					1	1	2
	65	酸・アルカリ表面処理施設	8	4	1	2				1
	66	電気めっき施設	3	3						
	66-3	旅館業	81	63	13	5				
	66-4	共同調理場	4	4						
	66-5	弁当製造業(床面積360m <sup>2</sup> 以上)	2	2						
	66-6	飲食店Ⅰ(床面積420m <sup>2</sup> 以上)	67	56		10				1
	66-7	飲食店Ⅱ(床面積630m <sup>2</sup> 以上)	0	0						
	67	洗たく業	34	32	1			1		
	68	写真現像業	8	8						
	68-2	病院(300床以上)	5	5						
	69-3	地方卸売市場	1	1						
	70-2	自動車分解整備業	1	1						
	71	自動式車両洗浄施設	69	67	2					
	71-2	研究・試験・検査施設	19	15	2	0	0	0	2	
	71-3	一般廃棄物処理施設	1	1						
	71-5	洗浄施設(トリクロロエチレン等)	1	1						
72	し尿処理施設(501人槽以上)	6	1	1	1	2		1		
73	下水道終末処理施設	2							2	
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1						1		
湖1	病院(120床以上300床未満)	4	4							
湖2	し尿浄化槽(201人槽以上500人槽以下)	11		5	6					
	小計	399	322	31	25	4	4	13		
滋賀県公害防止条例	23-2	新聞・出版・印刷業又は製版業 (法に掲げるものを除く)								
	66-5	弁当製造業(床面積120m <sup>2</sup> 以上360m <sup>2</sup> 未満)	2	2						
	66-6	飲食店Ⅰ(床面積100m <sup>2</sup> 以上420m <sup>2</sup> 未満)	159	147		10	2			
	66-7	飲食店Ⅱ(床面積150m <sup>2</sup> 以上630m <sup>2</sup> 未満)	4	3	1					
	68-2	病院(20床以上120床未満)	2		2					
	70-2	自動車分解整備業(650m <sup>2</sup> 以上800m <sup>2</sup> 未満)	1	1						
	72	し尿処理施設(51人槽以上200人槽以下)	30	17	11	2				
	76	湿式集じん施設	2	2						
	77	脱脂施設	5	3	2				1	
	78	プラスチック製品製造業	9	7		1				
	80	化学工業	2				1			1
81	研究・試験・検査施設	1		1						
	小計	217	182	17	13	3	1	1		
	合計	616	504	48	38	7	5	14		

表16 事業場排水調査実施状況（令和6年度）

調査項目		調査検体数	違反検体数
一般項目	水素イオン濃度(pH)	37	0
	化学的酸素要求量(COD)	32	1
	生物化学的酸素要求量(BOD)	6	0
	浮遊物質(SS)	32	0
	大腸菌群数	1	0
	窒素含有量	32	1
	りん含有量	33	2
有害物質	カドミウム及びその化合物	6	0
	シアン化合物	6	0
	鉛及びその化合物	12	0
	六価クロム化合物	7	0
	砒素及びその化合物	11	0
	水銀及びその化合物	7	0
	ポリ塩化ビフェニル	0	0
	トリクロロエチレン	13	0
	テトラクロロエチレン	13	0
	四塩化炭素	13	0
	ジクロロメタン	13	0
	1,2-ジクロロエタン	13	0
	1,1-ジクロロエチレン	13	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	13	0
	1,1,1-トリクロロエタン	13	0
	1,1,2-トリクロロエタン	13	0
	1,3-ジクロロプロペン	13	0
	ベンゼン	13	0
	ふっ素含有量	13	0
	ほう素含有量	16	0
1,4-ジオキサン	13	0	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	10	0
	フェノール類含有量	7	0
	銅含有量	8	0
	亜鉛含有量	15	0
	溶解性鉄含有量	8	0
	溶解性マンガン含有量	8	0
	クロム含有量	18	1
アンチモン含有量	5	0	

### 3 音環境の監視及び調査

#### (1) 騒音の環境監視

##### ① 一般地域の環境騒音調査

令和6年度は横木二丁目の地点の夜間を除き、環境基準を満足していました。

表17 環境騒音調査結果(令和6年度)

(単位：dB)

用途地域	測定地点	名称	環境基準 類型	等価騒音 レベル (昼)	環境基準 (昼)	等価騒音 レベル (夜)	環境基準 (夜)
第1種低層	鶴の里	鶴の里東自治会館	A	46	55以下	45	45以下
第1種中高層	比叡平三丁目	山中比叡平支所	A	49		38	
第1種住居	横木二丁目	藤尾支所	B	53	55以下	50	45以下
商業地域	本堅田五丁目	旧堅田土地区画事務所	C	55	60以下	46	50以下
商業地域	中央二丁目	中央支所	C	52		41	
準工業地域	富士見台	富士見第1区自治会館	C	47		41	

##### ② 自動車騒音の常時監視

道路に面する地域についても環境基準が定められており、一定の地域ごとに騒音レベルが基準値を超過した戸数の割合を把握しその評価を行います。令和6年度に新名神高速道路等において騒音の測定、評価を行った結果、全体で昼夜とも環境基準に適合した戸数の割合は、約94.8%でした。

表18 自動車騒音常時監視結果(令和6年度)

	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (25,108戸)	23,807	94.8	397	1.6	50	0.2	854	3.4
道路に接する 区域(8,494戸)	7,611	89.6	273	3.2	37	0.4	573	6.7
道路に接しない 区域(16,614戸)	16,196	97.5	124	0.7	13	0.1	281	1.7

\*評価の方法：

対象道路を、交通量などが概ね一定とみなされる区間に区切り、その区間内の両側50mの範囲に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音レベルが環境基準を満足している建物の戸数割合を算出。

### ③ 新幹線鉄道騒音・振動調査

新幹線鉄道騒音については、地域の類型ごとに環境基準が定められています。

表19 令和6年度 新幹線鉄道騒音調査結果

測定場所	測定地点側の軌道	キロ程	用途地域	地域類型	評価値 LaSmax (dB)	平均列車速度 (km/h)	土木構造物の種類	防音壁の有無(高さm)
光が丘町	上	463K520M	第1種住居	I	73	268	盛土	有 (2.3)
神領三丁目	上	461K840M	第1種住居	I	73	261	盛土	有 (3.0)
神領四丁目	下	461K120M	工業地域	II	77	262	高架	有 (2.0)
大江七丁目	上	—	第1種住居	I	71	242	切土	有 (2.5)

※軌道中心から約25m離れた地点で測定、連続する上下20本の列車毎の騒音ピーク値の上位半数のパワー平均

## (2) 工場等及び建設作業に対する監視指導

### ① 工場等の規制及び対策

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設及び騒音（振動）発生施設として定め、これらの施設を設置する者には届出義務を課すとともに、敷地境界における規制基準の遵守義務を課しています。

表20 騒音規制法に基づく特定施設届出状況及び特定工場等の数（特定工場総数：315）

特定施設の種類の番号	特定施設の種類の名称	特定施設総数	特定施設の種類の番号	特定施設の種類の名称	特定施設総数
1	金属加工機械	346	7	木材加工機	93
2	空気圧縮機等	2,055	8	抄紙機	1
3	土石用破砕機等	126	9	印刷機械	76
4	織機	409	10	合成樹脂用射出成型機	84
5	建設用資材製造機	12	11	鋳造型機	0
6	穀物用製粉機	0		計	3,202

令和7年3月31日現在

表21 振動規制法に基づく特定施設届出状況及び特定工場等の数（特定工場総数：151）

特定施設の種類の番号	特定施設の種類の名称	特定施設総数	特定施設の種類の番号	特定施設の種類の名称	特定施設総数
1	金属加工機械	432	6	木材加工機械	1
2	圧縮機	408	7	印刷機械	25
3	土石用破砕機等	156	8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	7
4	織機	88	9	合成樹脂用射出成型機	88
5	コンクリートブロックマシン機	0	10	鋳造型機	0
				計	1,205

令和7年3月31日現在

## ② 建設作業の対策

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業を特定建設作業として定め届出義務を課すとともに、敷地境界における規制基準の遵守義務を課しています。本市では届出受付時に周辺住民への事前説明の実施などについて指導を行っています。

表22-1 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出状況（令和6年度）

作業の種類		件数
1	くい打機等を使用する作業	13
2	びょう打を使用する作業	6
3	削岩機を使用する作業	177
4	空気圧縮機を使用する作業	58
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
6	バックホウを使用する作業	19
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	4
計		278

表22-2 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出状況（令和6年度）

作業の種類		件数
1	くい打機等を使用する作業	17
2	鉄球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	94
計		111

表22-3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく特定建設作業実施届出状況（令和6年度）

作業の種類		件数
騒音	1 インパクトレンチを使用する作業	46
	2 火薬を使用する破壊作業	6
	3 掘削機械を使用する作業	12
	4 油圧破壊機を使用する解体作業	28
	小計	92
振動	1 火薬を使用する破壊作業	4
	2 振動ローラーを使用する作業	170
	小計	174
計		266

## 4 土壌の環境監視

土壌汚染は地下水汚染に波及する可能性が高く、人の健康や生態系への影響、農作物等の生育阻害も懸念されています。また、有害物質等を使用する工場等への指導強化、廃棄物の適正処理などの未然防止対策が重要となっています。土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的として、「土壌汚染対策法」に基づき、調査や指導を行っています。

表23 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定年月日	所在地	面積 (㎡)	調査契機	特定有害物質の種類
R1. 7. 1	京町三丁目	1041. 30	第14条	砒素及びその化合物
R2. 12. 1	園山三丁目	100. 00	第4条	鉛及びその化合物
R3. 1. 15	湖城が丘	420. 40	第3条	砒素及びその化合物
R3. 10. 1	堅田二丁目	744. 77	第3条	砒素及びその化合物、 鉛及びその化合物
R4. 4. 15	晴嵐二丁目	23116. 68	第3条	カドミウム及びその化合物、 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、 六価クロム化合物、トリクロロエチレン
R5. 1. 16	園山二丁目	227. 00	第14条	ふっ素及びその化合物
R5. 2. 1	堅田二丁目	1034. 53	第3条	鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物
R5. 11. 15	堅田二丁目	45. 58	第3条	砒素及びその化合物、 ふっ素及びその化合物
R6. 1. 15	月輪一丁目	104. 50	第14条	トリクロロエチレン
R6. 8. 15	際川一丁目	1564. 40	第14条	鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物、 ふっ素及びその化合物
R6. 9. 17	堅田二丁目	1313. 08	第3条	鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物、 ふっ素及びその化合物
R7. 2. 3	堅田二丁目	446. 07	第3条	セレン及びその化合物、 鉛及びその化合物
R7. 2. 3	松本一丁目	7769. 53	第14条	水銀及びその化合物、 鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物
R7. 3. 3	園山一丁目	28418. 40	第14条	水銀及びその化合物、 鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物、 ふっ素及びその化合物

※要措置区域の指定はなし

(令和7年3月31日現在)

## 5 ダイオキシン類の環境監視及び発生源調査

### (1) ダイオキシン類の環境監視

全ての調査項目において環境基準値を満足しており、全国平均と比しても概ね低い値でした。

表24 大気中のダイオキシン類濃度調査結果

調査地点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	
	年平均値	範囲
御殿浜	0.0051	0.0036~0.0067
全国調査 (R5)	0.013	0.0025~0.13

注1) ダイオキシン類は、PCDD (ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン)、PCDF (ポリ塩化ジベンゾフラン) およびコプラナーPCB (コプラナーポリ塩化ビフェニル) の合計値を指す。  
 注2) 「pg-TEQ」は1兆分の1g (10<sup>-12</sup>g) のダイオキシン類の毒性等量 (以下の表同じ)

表25 河川水質および底質中のダイオキシン類濃度調査結果

調査河川名	ダイオキシン類濃度	
	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
和邇川	0.055	0.36
大石川	0.050	0.36
八屋戸川	0.077	1.5
全国調査平均値 (R5)	0.18 (0.0081~2.9)	5.6 (0.0092~410)

注3) 全国調査平均値の ( ) 内は濃度範囲 (最小値及び最大値) を示す。

表26 地下水中のダイオキシン類濃度調査結果

調査地点数	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	
	平均	最小~最大
大津市内3地点	0.052	0.050~0.055
全国調査平均値 (R5)	0.044	0.00052~0.94

表27 土壌中のダイオキシン類濃度調査結果

調査地点数	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	
	平均	最小~最大
大津市内3地点	2.6	0.0091~7.0
全国調査平均値 (R5)	2.6	0~140

## (2) 発生の抑制

ダイオキシン類は、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質であり、発生源は多岐にわたっています。ダイオキシン類対策特別措置法においては、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する場合の届出や、排出ガス及び排水に関する規制が定められています。

また、規制基準のある事業場に対しては、毎年1回以上排出ガスや排水中のダイオキシン類濃度を測定し、市に報告する義務があります。市ではこれを取りまとめ、ホームページで公開していますが、全ての施設で排出基準値を満足していました。

URL : <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/g/chosa/1389332124094.html>



また、市有施設での測定結果は以下のとおりです。

表28 ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン類測定結果（令和6年度）

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設名	ダイオキシン類濃度※	排出基準
大津市環境美化センター	0.0010	1
大津市北部クリーンセンター	0.000058	1

※2炉及び年複数回測定の平均値を記載しています。

表29 最終処分場排水のダイオキシン類調査結果（令和6年度）

(単位：pg-TEQ/L)

施設名	ダイオキシン類濃度※	排出基準
大津市大田廃棄物最終処分場	0.00052	10
大津市北部廃棄物最終処分場	(既設) 0.00020	(既設) 10
	(増設) 0.0029	(増設) 10

※年複数回測定している箇所はその平均値を記載しています。

(注1) pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラムを表します。

## 6 各種規制・事業の適正な実施

### (1) 特定事業等の事前協議

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、生活環境を阻害するおそれのある事業を「特定事業」又は「大規模建設等事業」と定め、これら事業を行う者は、環境保全の配慮について、予め市長と協議を行うこととしています。特定事業は、①土地区画形質を変更する事業、②生活環境を阻害するおそれのある事業、③中高層建築物の新築等に係る事業、のうち一定規模以上のものであり、大規模建設等事業は土地区画整理事業や市街地再開発事業、大規模小売店舗等の建設事業です。

表30 生活環境影響事業の事前協議件数

事業の種類	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	物品の販売業を営むための店舗		3	2	3	1	1
病院		0	0	0	0	0	0
工場又は作業場		1	5	6	1	6	2
駐車場又は自動車ターミナル		0	0	0	0	0	0
倉庫		0	2	3	0	0	1
資材置場		0	0	2	1	1	1
給油取扱所		1	2	0	1	0	0
ボート場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの		0	0	0	0	0	0
パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの		0	0	0	0	0	0
飲食店又は喫茶店		0	1	0	1	0	1
牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設		1	0	2	0	1	0
合計		6	12	16	5	9	10

(2) 環境管理実施事業所の認定

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」第107条に基づき、ISO14001の認証取得をしていること、排水等の測定を行っていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減しています。

表31 環境管理実施事業所認定事業所（五十音順）

事業所の名称	所在地
株式会社カネカ滋賀工場	比叡辻二丁目1-1
東レ株式会社滋賀事業場	園山一丁目1-1
東レ株式会社瀬田工場	大江一丁目1-1
日本精工株式会社大津工場	晴嵐一丁目16-1
日本電気硝子株式会社大津事業場	晴嵐二丁目7-1
ローム株式会社滋賀工場	晴嵐二丁目8-1

令和7年3月31日現在

### (3) 生活排水対策

表32 下水道整備状況

内容	処理区	大津公共 下水道	湖南中部関連 公共下水道	湖西関連公共 下水道	大津公共下水 道（藤尾）	合計
	普及率	注1	99.70%	99.20%	96.80%	99.90%
水洗化率	注2	98.90%	98.50%	98.00%	91.40%	98.40%

令和7年3月31日現在

(注1) 処理区域内人口／行政区域内人口 (注2) 水洗化人口／処理区域内人口  
出典：水道・下水道・ガス事業年報 令和7年版（大津市企業局発行）より引用

表33 生活排水処理状況

	人口（人）	割合（％）
生活排水処理人口（A）	335,639	97.9
大津市（大津）公共下水道	106,463	31.0
大津市（藤尾）公共下水道	4,431	1.3
大津市（湖南中部）公共下水道	107,938	31.5
大津市（湖西）公共下水道	113,629	33.1
合併処理浄化槽	3,178	0.9
生活排水未処理人口（B）	7,302	2.1
単独処理浄化槽	2,677	0.8
し尿くみとり	4,559	1.3
自家処理	66	0.0
合計（A+B）	342,941	100

令和7年3月31日現在

出典：公共下水道の人口について、水道・下水道・ガス事業年報 令和7年版（大津市企業局発行）より引用

(4) 公害防止に向けた啓発・指導の実施

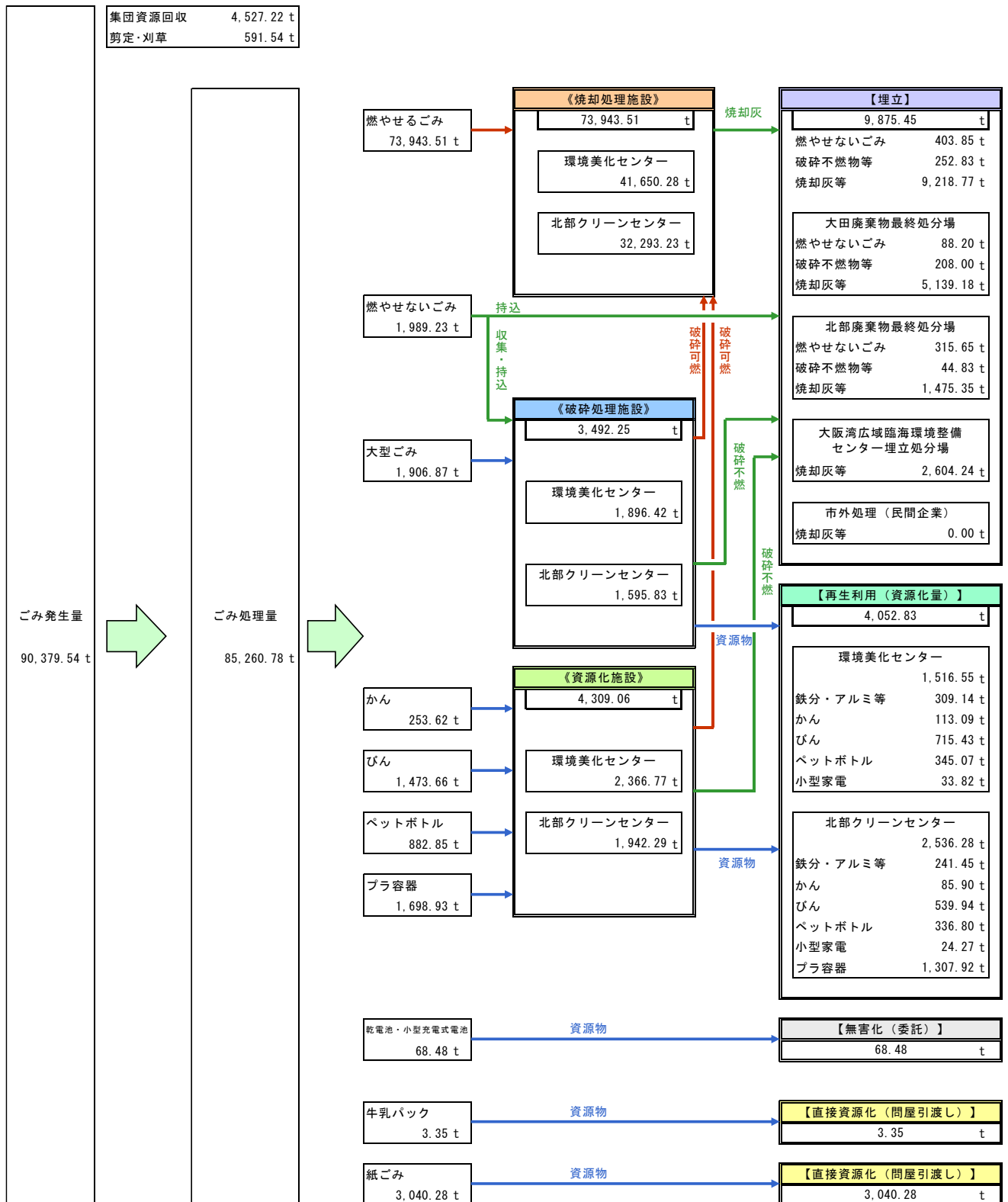
表34 公害苦情件数の推移（件）

公害の種類		年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
大気汚染		1	2	18	14	7
水質汚濁		5	4	14	10	3
土壌汚染		0	0	0	0	0
騒音		24	29	35	50	32
振動		3	2	4	6	5
地盤沈下		0	1	0	0	0
悪臭		6	7	16	9	8
典型7公害 計		39	45	87	89	55
その他	典型7公害以外	0	1	0	0	0
	空地（雑草等）	144	141	131	114	102
合計		183	187	218	203	157

\*件数は市が当該年度新規に受理したもので、1件の苦情内容が2つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を1つとして計上している。

# 第4章 ごみ減量と適正処理の推進

## 1 ごみ処理の流れと処理量（令和6年度）



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある  
 ※焼却処理施設のごみ量に破砕可燃は含まない

## 2 ごみ減量と資源化

ごみの減量と資源化に関しては、まずできる限りごみの排出を抑制し、次にごみとなったものについては、再使用、再生利用といった順にできる限り循環的利用を行い、それでもごみになるものについては、適正に処分するということを施策の基本としています。現在は令和3年12月に策定した「一般廃棄物処理基本計画 大津HEARTプラン」に即した施策を展開しています。平成30年度以降は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

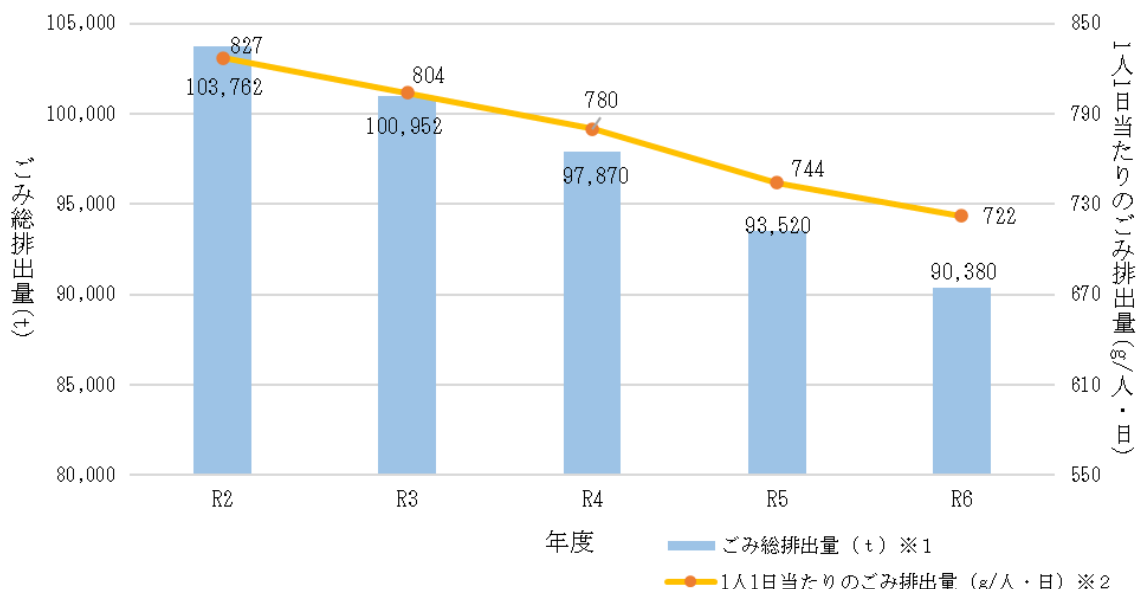


図8 ごみ排出量の推移

※1：家庭ごみ、事業ごみ、集団資源回収の合計

※2：一日あたりの家庭ごみと事業ごみの排出量を各年度の3月31日の人口で除した値

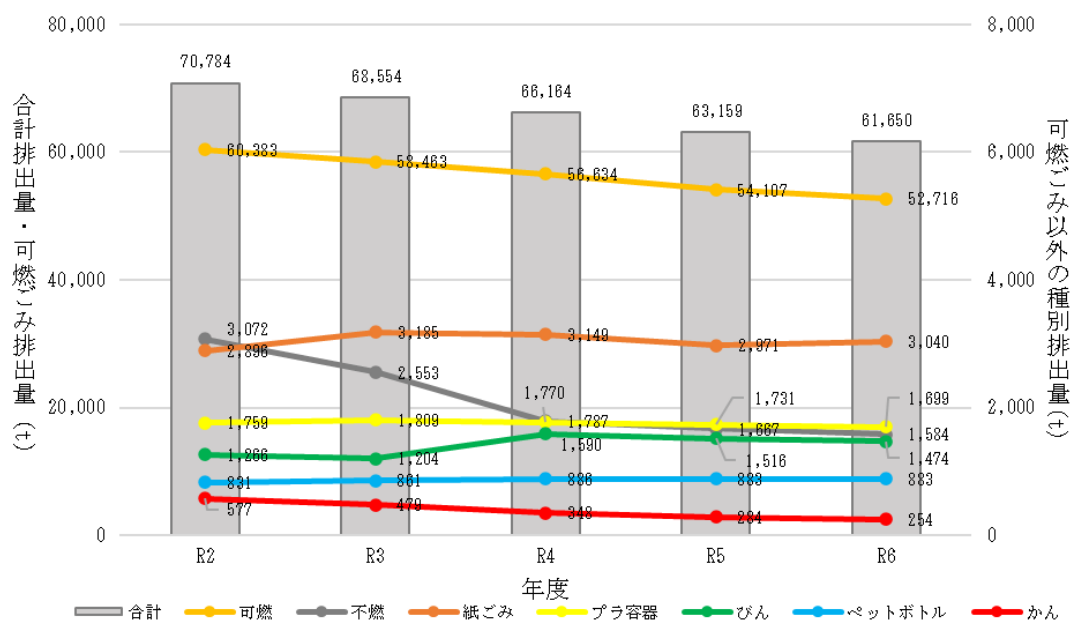


図9 家庭系ごみ定期収集量の推移

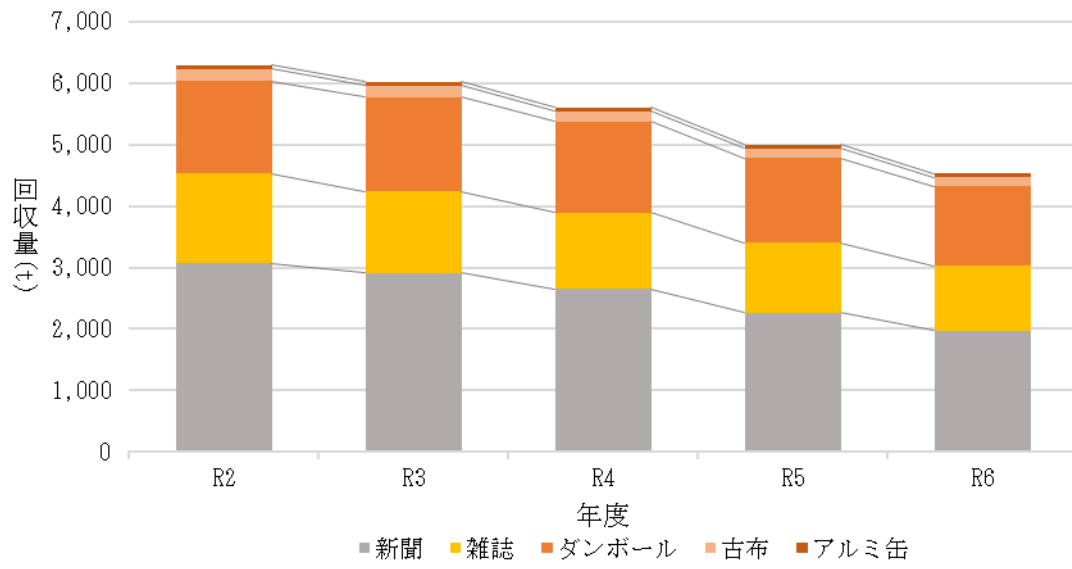


図10 集団資源回収量

### 3 廃棄物等の適正処理の推進

#### (1) 市有廃棄物等処理施設の概要

##### ① 一般廃棄物（ごみ）処理施設の概要

施設の名称	規模・能力等
大津市 環境美化センター	<p>&lt;焼却施設&gt;（令和3年度稼働） 型式：全連続燃焼式ストーカ炉 能力：175 t／日（87.5 t×2 炉）</p> <p>&lt;リサイクル施設&gt;（令和2年度稼働） 能力：19.0 t／5h 燃やせないごみ、大型ごみ、かん、びん、ペットボトル</p>
大津市大田 廃棄物最終処分場	<p>埋立期間：平成6年8月供用開始</p> <p>規模：埋立容量 第1期 約225,600m<sup>3</sup> 第2期 約230,000m<sup>3</sup></p> <p>汚水処理：第1期 130m<sup>3</sup>／日（接触ばっ気生物処理＋高度処理） 第2期 140m<sup>3</sup>／日（接触ばっ気生物処理＋高度処理）</p>
大津市北部 クリーンセンター	<p>&lt;焼却施設&gt;（令和4年度稼働） 型式：全連続燃焼式ストーカ炉 能力：175 t／日（87.5 t×2 炉）</p> <p>&lt;リサイクル施設&gt;（令和4年度稼働） 能力：19.0 t／5h 燃やせないごみ、大型ごみ、かん、びん、ペットボトル</p> <p>&lt;プラスチック容器資源化施設&gt;（平成18年度稼働） 能力：10 t／5h</p>
大津市北部 廃棄物最終処分場	<p>埋立期間：平成13年4月供用開始（増設Ⅱ期）</p> <p>規模等：埋立容量 188,200m<sup>3</sup></p> <p>汚水処理：既設 50m<sup>3</sup>／日（回転円板生物処理） 増設 50m<sup>3</sup>／日（接触ばっ気生物処理＋高度処理）</p>

##### ② し尿等処理施設の概要

施設の名称	規模・能力等
大津市志賀 衛生プラント	<p>&lt;処理方式&gt; 膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理（活性炭吸着） 能力：23 kL／日</p>
大津市北部 衛生プラント	<p>&lt;処理方式&gt; 前処理（ドラムスクリーン＋スクリープレス）後、下水道（湖西処理区）希釈投入 能力：48 kL／日 但し、投入条件より日最大希釈後下水投入量500m<sup>3</sup></p>

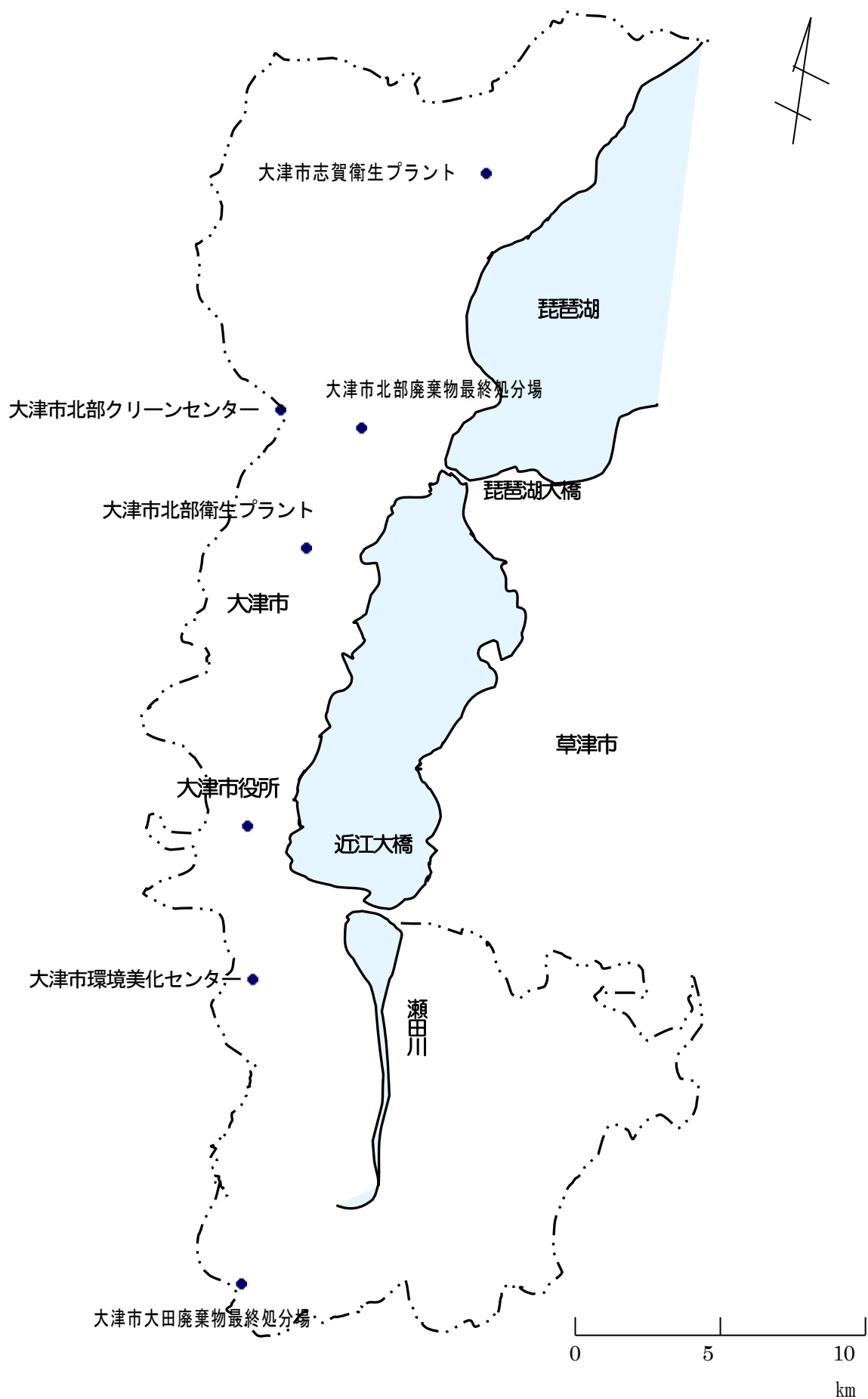


図 11 廃棄物処理施設等の位置

## (2) 衛生処理場での適正処理の推進

公共下水道の整備の進展に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少していることから、令和3年12月末をもって、南部衛生プラントへの搬入を停止し、現在は志賀衛生プラントでの処理及び北部衛生プラントにおける公共下水道への投入処理を行っています。

表35 し尿等処理施設と処理量（令和6年度）

（単位：kL）

施設名	処理区域	処理区域	し尿	浄化槽汚泥	計
	(～令和3年12月末)	(令和4年1月以降)			
志賀衛生プラント	志賀地域	仰木の里以北	1,833	3,472	5,305
北部衛生プラント	唐崎学区以北	雄琴以南及び東部	2,130	3,630	5,760
計	—	—	3,963	7,102	11,065

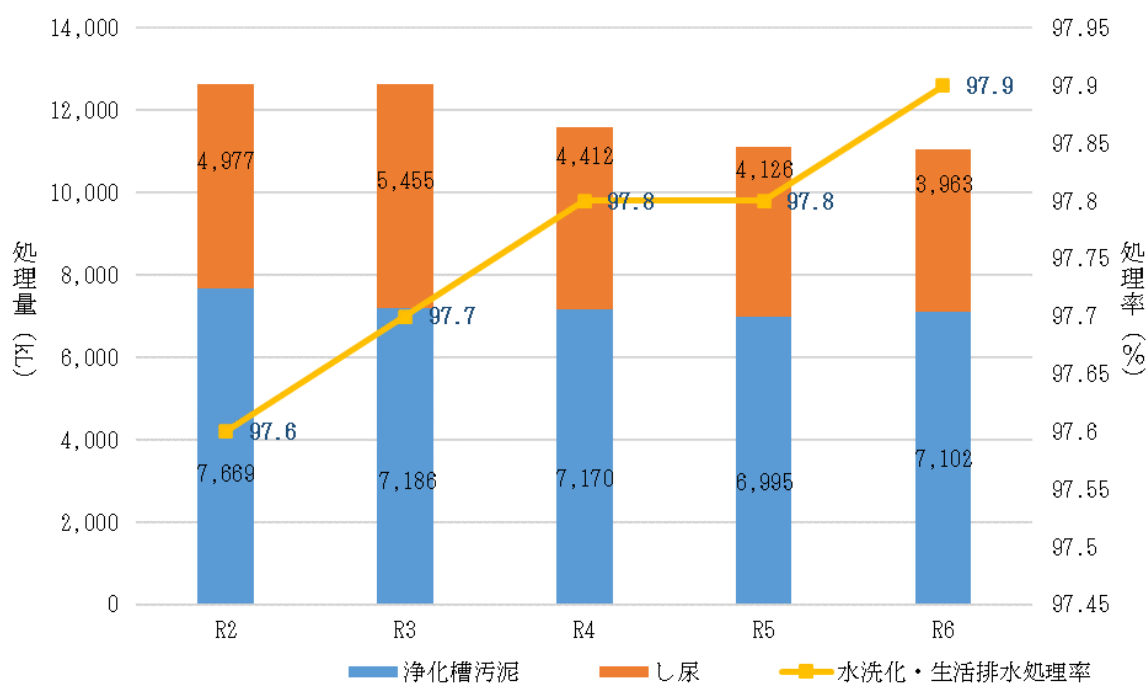


図12 し尿処理施設の処理量等の推移

### (3) 産業廃棄物の適正処理の推進

#### ① 産業廃棄物処理業許可事業者数

表36 産業廃棄物処理業 許可事業者数

処理業	業務の種類	許可業者数
収集運搬業	収集運搬（積替え・保管を含む）	3
	収集運搬（積替え・保管を含まない）	2
処分業	中間処理のみ	11
	埋立処分、中間処理	2
	埋立処分のみ	1
許可業者数合計		のべ19（うち2が重複）

（令和7年3月31日現在）

#### ② 産業廃棄物処理施設設置許可件数

表37 産業廃棄物処理施設の許可件数

処理施設の種類 (処理能力等)	許可件数
汚泥の脱水施設 (10m <sup>3</sup> /日超)	6
廃プラスチック類の焼却施設 (100kg/日超又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上)	1
木くず又はがれき類の破碎施設 (5t/日超)	11
最終処分場	安定型6、管理型3、遮断型0
計	27（注）

（注）未稼働のものを除く

（令和7年3月31日現在）

#### ③ 廃棄物の不適正処理状況（件）

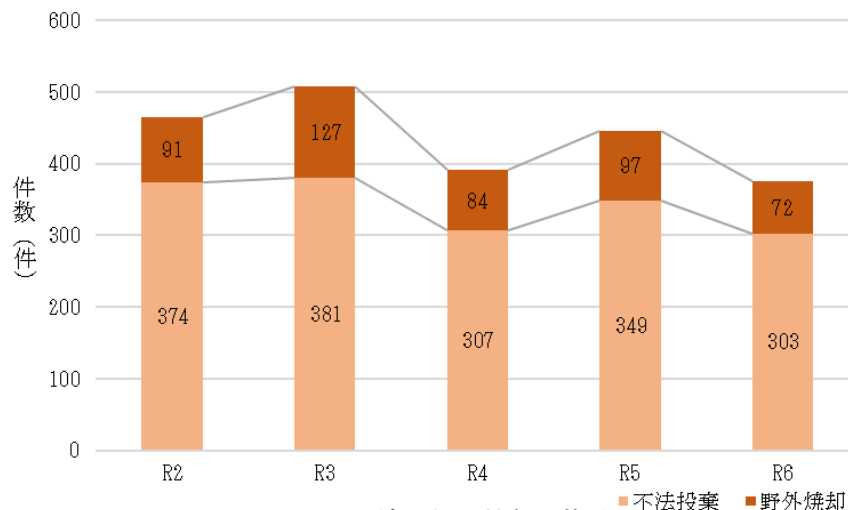


図13 不適正処理件数の推移

## 第5章 省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進と企業の環境保全

### 1 温室効果ガス排出抑制

市域の温室効果ガス排出量は、平成 19 (2007) 年度以降、年々減少していましたが、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により電力供給事情が大きく変化したことから、一旦増加傾向に転じ、その後、減少傾向にあります。

表 38 温室効果ガス排出量

(t-CO2 換算)

部門	年度	2007年 【参考年】	2013年 【基準年】	2021年	2022年			
					排出量	割合(%)	基準年度比(%)	前年度比(%)
二酸化炭素	エネルギー転換部門	-	-	-	41	0.0	-	-
	産業部門	734,637	674,933	469,621	458,069	30.2	-32.1	-2.5
	民生家庭部門	412,583	475,991	310,867	332,844	21.9	-30.1	7.1
	民生業務部門	321,033	481,835	321,681	323,050	21.3	-33.0	0.4
	運輸部門	490,852	490,751	339,331	339,365	22.4	-30.8	0.0
	廃棄物部門	30,633	27,591	38,178	39,253	2.6	42.3	2.8
その他のガス		154,511	55,522	40,796	25,413	1.7	-54.2	-37.7
合計		2,144,247	2,206,623	1,520,475	1,518,035	100.0	-31.2	-0.2
市民一人当たり 二酸化炭素排出量		6.06	6.46	4.42	4.41	-	-31.7	-0.2

- \* 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令平成 27 年 4 月 1 日改正によって地球温暖化係数に変更されたため、2014 年度値算定の際、過年度に遡って再算定を行った。
- \* 2016 年度の排出量の推計より、電力使用量については過年度実績を用いて推計し、排出係数について 2016 年度は国の定める代替値を、2017 年度以降は滋賀県の推計値を使用している。
- \* 2019 年度の排出量の推計から、都市ガス消費量の過年度実績を用いて推計している。
- \* 推計に使用した「都道府県別エネルギー消費統計」が過去に遡って改訂されたため、温室効果ガス排出量も過去に遡って推計している。

(千 t-CO2 換算)

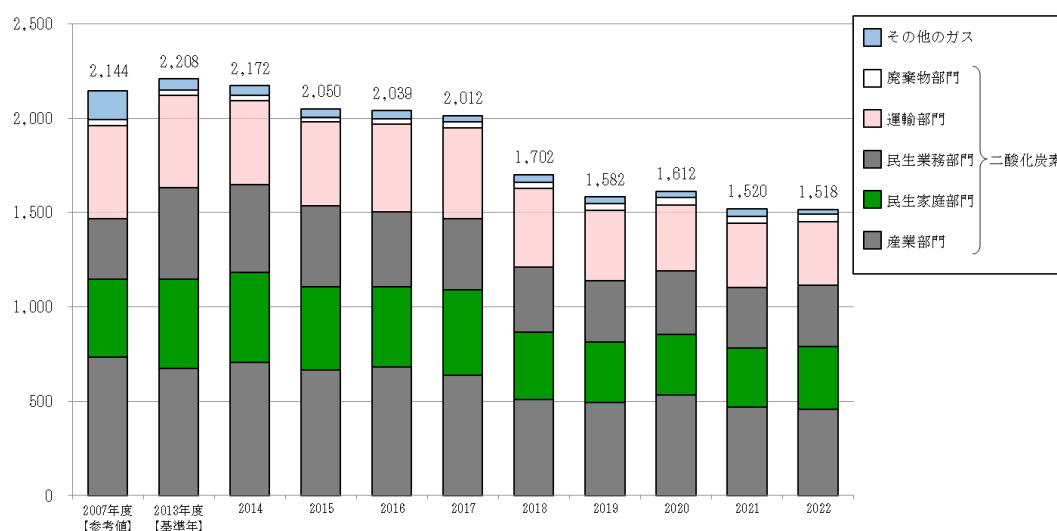


図 14 部門別の温室効果ガス排出量

## 2 環境保全協定の締結

大津市では、環境管理体制の整備や環境負荷の低減、資源循環などの総合的な環境保全活動の推進を盛り込んだ環境保全協定を「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき平成12年度より締結しています。市では、本協定に基づく環境保全の取り組みについて報告を受け、その内容をホームページに掲載するなどして事業者の積極的な活動状況を周知し、また、協定締結事業所における環境管理の推進を目的とした研修会の開催や環境保全に関する情報提供を行いました。

表39 環境保全協定締結事業所一覧（50事業所）

協定締結事業所名	締結日
大津板紙株式会社、株式会社カネカ 滋賀工場、東洋紡株式会社 総合研究所、東レエンジニアリング株式会社滋賀事業場、東レ株式会社滋賀事業場、東レ株式会社瀬田工場、東レ・オペロンテックス株式会社滋賀事業場、日本精工株式会社大津工場、日本電気硝子株式会社 大津事業場	平成12年11月15日 (第一次)
近江鍛工株式会社 本社工場、近江電子工業株式会社、大津電機工業株式会社、東レエンジニアリング西日本株式会社、湖国精工株式会社、株式会社島津製作所 瀬田事業所、島津プレジジョンテクノロジー株式会社、島津産機システムズ株式会社、新生化学工業株式会社、東レエンジニアリング株式会社 瀬田工場、日伸工業株式会社、日本黒鉛工業株式会社、日本酪農協同株式会社滋賀工場、宮川印刷株式会社	平成13年2月26日 (第二次)
株式会社滋賀銀行、生活協同組合コープしが、西日本電信電話株式会社滋賀支店、株式会社関西みらい銀行、株式会社琵琶湖グランドホテル、株式会社琵琶湖ホテル	平成13年10月25日 (第三次)
株式会社AKT、東レテクノ株式会社、東レ・プレジジョン株式会社、株式会社平和堂	平成15年2月25日 (第四次)
株式会社プリンスホテルびわ湖大津プリンスホテル、京阪電気鉄道株式会社大津営業部、株式会社クリスタル光学、江州計器工業株式会社、株式会社東レリサーチセンター	平成16年3月26日 (第五次)
井筒食品株式会社、納谷塗装工業株式会社、洛東化成工業株式会社	平成17年3月24日 (第六次)
江若交通株式会社、寿木材工業株式会社、ゼオンポリミクス株式会社 本社工場	平成18年3月27日 (第七次)
株式会社国華荘びわ湖花街道、株式会社緑水亭びわこ緑水亭	平成19年3月28日 (第八次)
株式会社きくのや	平成20年3月28日 (第九次)
作新工業株式会社、長岡産業株式会社	平成25年3月18日 (第十次)
ローム株式会社滋賀工場	平成30年3月13日 (第十一次)

(令和7年3月末現在)

## 第6章 美化活動及び環境保全活動の推進

### 1 都市美化の推進

#### (1) 空き地の適正管理の推進

本市では宅地開発が急速に進み、県内外から土地を求める人が増えています。これらの中には、空き地のまま放置されるものもあり、雑草が繁茂することにより生活環境に支障があるなど、苦情が多く寄せられています。

市では、生活環境の保全と増進に関する条例第94条に基づき、現地状況を調査し、所有者に文書で除草を依頼するなど、適切な管理について指導を行っています。

#### (2) 路上喫煙等の防止の推進

平成21年7月から「大津市路上喫煙等の防止に関する条例」を施行し、市内全域における公共の屋外の路上等での喫煙を防止することや、主要駅前及び観光地の9地域で路上喫煙等禁止区域を指定しています。

表40 路上喫煙等禁止区域

No.	区域
1	坂本比叡山口駅周辺
2	JR大津京駅及び京阪大津京駅周辺
3	三井寺駅周辺
4	びわ湖浜大津駅周辺
5	JR大津駅周辺
6	JR膳所駅周辺
7	JR石山駅周辺
8	石山寺駅周辺
9	JR瀬田駅周辺



路上喫煙防止啓発シートの写真

## 2 環境保全活動の推進

### (1) ヨシ景観水質保全事業

ヨシが群生してヨシ帯になると、湖辺生態系の保全、魚類のすみかや産卵場所の提供、鳥類のすみかや繁殖場所の提供、水質浄化、湖岸保全、湖岸の景観保全などの機能を持つといわれています。このため、ヨシ帯を保全するとともに、ヨシを通して琵琶湖と私たちの生活との関わりを見直してもらおうと、平成2年度からヨシ刈り等のヨシ保全事業に取り組んでいます。

表41 各ヨシ保全団体の活動状況（令和6年度）

団体名称	活動場所
近江舞子内湖を愛する会	近江舞子内湖地先（南小松）
ヨシ保全堅田大橋実行委員会	琵琶湖大橋を中心とする湖岸一帯（今堅田三丁目）
ヨシ保全堅田おとせの浜実行委員会	おとせの浜を中心とする湖岸一帯（本堅田一丁目）
ヨシ保全堅田天神川実行委員会	天神川河口なぎさ運動広場等（堅田二丁目）
下阪本学区ヨシまつり実行委員会	坂本城址公園付近等（下阪本三丁目）
雄琴北部ヨシ保全実行委員会	アクティバ琵琶湖岸一帯（雄琴六丁目）
雄琴南部ヨシ保全実行委員会	琵琶湖グランドホテル湖岸一帯（雄琴六丁目）
膳所まちづくり委員会	膳所城址公園一帯（本丸町）
晴嵐学区自治連合会	新近江別館河川敷等（松原町）

### (2) 琵琶湖を美しくする運動

昭和47年6月、大津市全学区自治連合会(当時)、大津市地域婦人団体連合会(当時)、大津市漁業協同組合連絡協議会(当時)及び大津青年会議所(当時)の四者の提唱により、各種団体の協賛を得て、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」が設立されました。以降、同実践本部が主体となり琵琶湖市民清掃を実施しています。令和6年度（第59回）は参加人員 述べ25,939人、ごみ量148tでした。

### (3) 河川愛護活動

河川の美化、浄化を図るためには日常生活で深く関わっている住民の理解と協力は不可欠です。

川の周辺に住む住民が中心となって「〇〇川を美しくする会」といった河川愛護団体が数多く結成され、河川清掃、魚の放流、川辺の花づくり、ホタルの里づくりなど、「川すじからまち中へ」を合い言葉に活発な活動が展開されています。なお、河川愛護団体については以下のURLにて紹介しております。

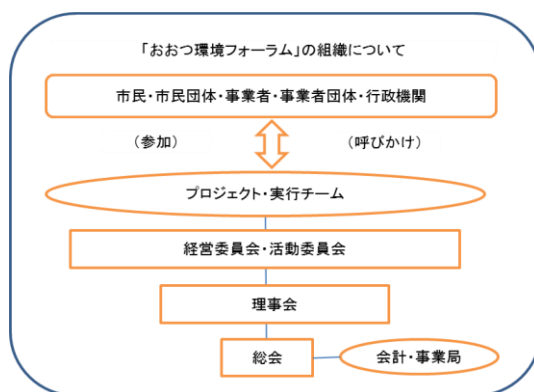
URL：<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/g/shizen/50736.html>

#### (4) おおつ環境フォーラムの活動

平成13年12月1日に、『アジェンダ21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）に掲げた取り組みを市民、事業者、行政が力を合わせて推進することを目的におおつ環境フォーラムが設立されました。

おおつ環境フォーラムは、プロジェクトの推進を中心とした組織となっており、環境問題に関心を持つ会員が交流し、取り組むテーマとメンバーが固まれば活動計画をたてるとともに役割や責任を分担した「プロジェクト」として事業に着手することとしています。

平成25年3月14日には、NPO法人格を取得し、現在は「特定非営利活動法人おおつ環境フォーラム」として活動を実施するとともに、平成28年4月からは、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定された地域地球温暖化防止活動推進センターとして市内で唯一の指定を受け、「大津市地球温暖化防止活動推進センター」として「大津市環境基本計画（第3次）」の実行計画編『アジェンダ21 おおつ』の目標達成に資する活動を実施しています。



<<おおつエコフェスタのようす>>



#### (5) 自然家族事業

環境人育成の一環として、「大津市地球温暖化防止活動推進センター」に委託して親子を対象にした自然家族事業を実施しています。近年、子どもの親世代でも自然の中で遊んだり過ごしたりした体験が少なく、そのような方が抵抗なく親子で自然を楽しみ、興味を持つきっかけになるように、未就学児とその家族を対象とした事業としています。

<<令和6年度の活動風景>>



## (6) 大津子ども環境探偵団

大津市では、環境に配慮した行動のできる人、「環境人（かんきょうびと）」を育成する目的で、環境学習を積極的に推進しています。その一環として主に小学生を対象に、平成2年度から継続して行っている事業です。小学校3年生から中学校3年生までの子どもたちを団員として募集し、自然環境や生活環境など、環境全般にわたる総合的、系統的な体験学習を1年間を通じて実施しており、令和6年度は35年目を迎えました。

また、探偵団活動を支援する目的で発足した「大津子ども環境探偵団 エコリーダー」は、卒団生や、一般市民等で組織されており、団員への学習プログラムの考案や、活動当日のサポートなどで子どもたちの活動を支えています。

### <<令和6年度の探偵団活動>>



5月18日「水生生物探偵」



8月15日「琵琶湖いきもの探偵」



11月23日「里山探偵」



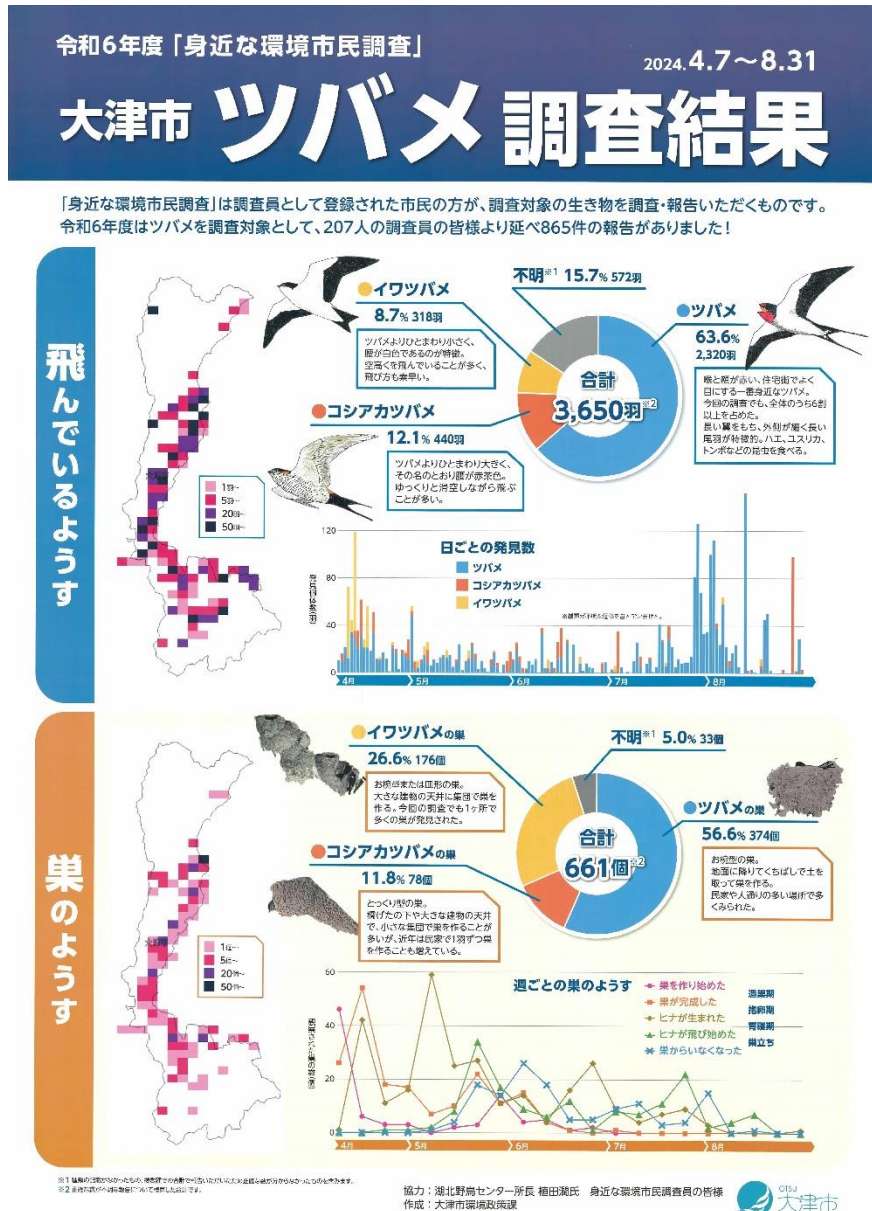
2月15日「3R探偵」

# 第7章 生物多様性の確保

## 1 身近な環境（生きもの）市民調査

身近な自然や生きものをはじめ景観、湖岸形態などの色々な環境を対象にして市民が調査員となって調査を実施し、身近な環境の情報整備と調査を通じた環境学習を推進する制度で、平成2年度に発足しました。調査を通じて身近な環境に触れ、環境について考えることは自然環境保全の意識を育む機会となります。

過去の調査対象：ツバメ、カエル、アカトンボ、セミ、タンポポ、ドングリ、サギ、バッタ等



※過去の調査結果について、下記 URL 及び QR より確認いただけます。

URL: <https://www5.city.otsu.shiga.jp/kankyoku/content.asp?key=0120030300&skey=0>



## 2 保護樹木・保護樹林の指定

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地及びその周辺に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定しています。

表42 保護樹林 (令和6年度末 5地区)

指定番号	樹林名	面積 (㎡)	所在地	所有者
1	御霊神社の森	2,570	鳥居川町14-13	御霊神社
2	高穴穂神社の森	3,647	穴太一丁目3-1	高穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	膳所一丁目14-14	膳所公園
4	平津の森	12,926	平津二丁目9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	石山寺二丁目13-16	新宮神社

表43 保護樹木 (令和6年度末 26本)

指定番号	樹木名	幹周 (cm)	樹高 (m)	推定樹齢	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15.0	100	和邇中298	大津赤十字志賀病院
4	イチョウ	210	15.0	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イチョウ	205	16.0	150	同上	同上
9	エノキ	379	23.0	200	西の庄15-16	石坐神社
10	イチョウ	435	24.0	600	木下町7-13	和田神社
13	ケヤキ	350	26.0	400	中庄一丁目14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13.0	70	園山一丁目1-1	民間企業
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350		個人
18	クスノキ	335	23.9	350		同上
19	イチョウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	巖島神社
20	シダレヤナギ	204	14.7	100	島ノ関1-60	大津市立中央小学校
21	イチョウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本六丁目1-19	大將軍神社
23	イチョウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善通寺
24	モミジバスズカケノキ	436	22.4	70	京町三丁目6-23	滋賀県
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	同上	同上
31	クスノキ	241	16.5	80	膳所二丁目11-1	滋賀県立膳所高等学校
32	クスノキ	302	16.0	80	同上	同上
33	クスノキ	226	12.0	80	同上	同上
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	磯成神社
36	ツブラジイ	450	12.0	300	堅田二丁目1-1	民間企業
37	クスノキ	400	11.5	150	同上	同上

## 第8章 環境にやさしい市役所を目指して

市役所は行政の主体として業務を進めています。また同時に建物や各種の設備・用具を使用して活動を行う事業者であり、かつ各種の製品やサービスを購入する消費者としての性格も併せ持ち、経済活動の主体として地域の環境に大きな影響を及ぼしています。

このことを踏まえ、市役所自らが事業者・消費者として、事務や事業の執行の際に、環境に与える負荷を自主的積極的に低減させることが重要と考えます。令和4年度からは、大津市環境基本計画（第3次）の中に包含するかたちで「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定し、取組を進めています。

### 1 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の概要

#### (1) 計画の対象

事業範囲	市役所が実施する事務及び事業全般 (指定管理者制度導入施設も含む)
温室効果ガス	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) メタン (CH <sub>4</sub> ) 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) ハイドロフルオロカーボン (HFC)

#### (2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標と経過

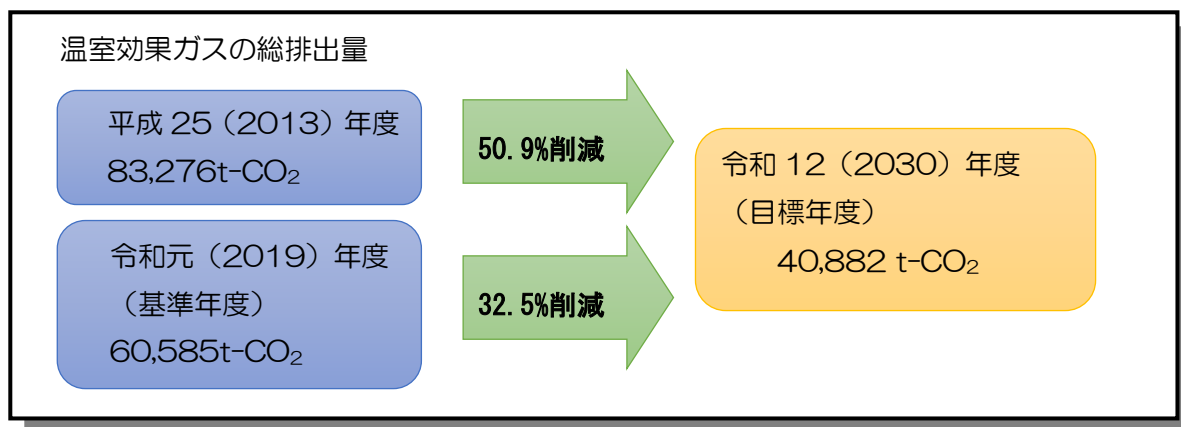


表44-1 市役所の事務事業による温室効果ガス排出量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

目標	基準値	令和5年度		令和6年度	増減率	増減率 (R6/R5)
		調整後排出係数 を用いて算出	基礎排出係数 を用いて算出			
基準年度比32.5%削減	R1 60,585	56,293	53,250	53,216	R6/R1 △12.2%	△5.5%
H25年度比50.9%削減	H25 83,276				R6/H25 △36.1%	

表44-2 各施設からの温室効果ガス排出量(実績)

(単位: kg - CO2)

部局	施設名等	R3排出量	R4排出量	R5排出量	R6排出量	
ボ・政策調整部 政策調整部 国ス大会局	いじめ対策推進室	-	-	1,075	1,011	
	男女共同参画センター	2,609	-	3,029	2,798	
	旧市立大津市民病院付属看護専門学校 (R6からスポーツ課所管)	18,409	10,928	35,837	-	
	自動車(秘書課)	5,203	5,515	5,734	5,884	
	自動車(男女共同参画センター)	504	-	565	462	
	自動車(大会総務課)	776	2,291	3,881	8,769	
	公用車エアコン(政策調整部)	-	43	39	195	
総務部	防災倉庫	-	139	131	203	
	本庁舎	1,986,110	494,735	475,660	413,513	
	自動車(防災倉庫)	850	1,150	2,016	2,966	
	自動車(本庁舎)	122,547	121,552	116,501	114,815	
	公用車エアコン(総務部)	-	1,244	1,131	1,118	
市民部	大津市斎場	997,058	904,283	965,884	1,003,669	
	大津市営堅田霊園	654	475	631	652	
	長等創作展示館	19,139	17,756	21,028	20,543	
	大津市伝統芸能会館	28,060	29,144	33,231	32,892	
	スカイプラザ浜大津	157,411	137,118	142,160	103,632	
	大津市民会館	418,390	538,830	366,929	446,099	
	大津市市民活動センター	10,707	9,759	12,649	11,619	
	木戸交流センター	4,323	3,705	5,188	5,225	
	滋賀里交流センター	-	1,584	2,543	2,378	
	36支所、堅田なぎさ苑、小野コミュニティ分館	1,136,743	846,294	990,319	945,313	
	市民運動広場、教育キャンプ場	34,658	30,587	40,940	39,676	
	市民体育館	9,554	8,393	9,134	10,169	
	伊香立、坂本、晴嵐、曾束、富士見市民温水プール	475,803	502,373	515,507	477,372	
	比良げんき村、大谷乗馬場	17,348	15,672	25,322	27,293	
	旧市立大津市民病院付属看護専門学校	-	-	-	44,473	
	大津大石淀グラウンド・ゴルフ場	-	-	-	2,377	
	仰木太鼓会館	2,785	3,014	3,834	3,696	
	市民文化会館	45,456	31,105	45,294	44,709	
	歴史博物館	264,994	165,720	239,517	228,463	
	埋蔵文化財調査センター	19,684	17,843	19,870	18,232	
	発掘調査現場、史跡	1,766	2,867	923	1,608	
	自動車(長等創作展示館)	140	204	178	167	
	自動車(36支所等)	3,912	3,799	3,690	3,286	
	自動車(大津大石淀グラウンド・ゴルフ場)	-	-	-	287	
	自動車(市民運動広場、教育キャンプ場)	467	458	592	305	
	自動車(比良げんき村、大谷乗馬場)	2,746	3,581	3,400	3,244	
	自動車(大津市歴史博物館)	1,773	2,294	2,356	1,480	
	自動車(発掘調査現場、史跡)	2,680	3,839	2,115	2,844	
	自動車(市民プール)	-	-	64,038	6,589	
	公用車エアコン(市民部)	-	615	520	546	
	福祉部 福祉部 子ども未来局	やまびこ総合支援センター	230,389	173,739	196,798	187,150
		北部子ども療育センター	11,354	11,132	14,528	14,386
		東部子ども療育センター	18,285	19,797	22,776	33,166
		障害者福祉センター	25,645	15,414	21,806	20,109
		伊香立、比叡、中、膳所、南ふれあいセンター	47,440	42,201	27,665	7,359
		大津市ふれあいプラザ(社会福祉協議会、ファミリーサポートセンター、消費生活支援センター、虐待防止センター、地球温暖化防止センター)	184,617	111,726	136,840	114,793
旧大津陸軍墓地(外灯)		20	17	25	24	
東部つどいの広場		5,351	5,333	8,336	8,026	
子育て総合支援センター		16,510	14,350	22,982	21,456	
児童クラブ		141,071	136,109	178,926	170,137	
母と子の家しらゆり		19,320	18,531	21,228	21,980	
幼稚園		426,809	386,906	461,118	439,149	
保育園		542,501	535,353	599,631	594,076	
児童館		26,513	26,268	55,971	59,160	
自動車(やまびこ総合支援センター)	52,089	52,941	52,780	51,865		

部局	施設名等	R3排出量	R4排出量	R5排出量	R6排出量	
福祉部 福祉部 子ども 未来局	自動車（北部子ども療育センター）	11,042	12,680	11,295	13,228	
	自動車（東部子ども療育センター）	9,704	10,444	8,831	13,348	
	自動車（福祉指導監査課）	640	580	582	513	
	自動車（子育て総合支援センター）	1,605	2,212	1,946	1,455	
	自動車（子ども・子育て安心課）	2,865	3,666	3,785	4,005	
	自動車（母と子の家しらゆり）	687	819	1,104	1,265	
	自動車（幼稚園のバス）	23,422	22,328	21,958	22,685	
	自動車（伊香立保育園のバス）	3,185	2,713	2,523	2,278	
	自動車（児童館）	1,343	988	1,090	1,415	
	公用車エアコン （福祉部、福祉部子ども未来局）	-	529	481	507	
健康保険部 健康保険部 健康所	葛川診療所	2,897	2,776	3,540	3,785	
	長寿政策課書庫	1,224	1,150	1,532	1,383	
	坂本、さがみ川、皇子が丘、田上、下龍華老人憩いの家、晴嵐老人室、老人健康広場（15箇所）、膳所二丁目公共駐車場	35,646	35,026	39,159	37,113	
	北、中、南、東老人福祉センター、木戸デイサービスセンター	440,315	400,000	412,652	383,760	
	唐崎デイサービスセンター	44,874	35,275	38,757	46,954	
	三大寺高齢者ふれあいの家	-	-	7,583	38,364	
	動物愛護センター	13,658	11,316	18,318	12,954	
	総合保健センター	38,422	20,987	24,539	23,217	
	比叡、堅田すこやか相談所	-	13,284	15,674	11,466	
	子ども発達相談センター	3,519	3,459	4,504	4,634	
	保健所	25,742	24,050	23,413	27,090	
	自動車（介護保険課）	11,753	12,140	11,909	12,359	
	自動車（健康推進課）	350	604	579	67	
	自動車（保健年金課）	267	351	380	230	
	自動車（保険年金課・滞納処分）	376	324	373	500	
	自動車（あんしん長寿相談所）	7,998	8,169	8,845	7,514	
	自動車（老人福祉センター、木戸デイサービスセンター）	40,958	38,578	36,285	32,040	
	自動車（動物愛護センター）	3,129	2,784	2,355	1,881	
	自動車（総合保健センター）	12,157	4,428	4,938	713	
	自動車（すこやか相談所）	-	7,037	7,271	6,779	
	自動車（子ども発達相談センター）	364	387	612	840	
	自動車（保健所）	7,886	8,397	6,559	7,565	
	自動車（母子保健課）	-	-	-	4,590	
	公用車エアコン （健康保険部、健康保険部保健所）	-	1,015	910	897	
	産業観光部	公設地方卸売市場管理課	627,680	521,493	541,639	446,166
		放牧場事務所・仰木ふれあい広場・堅田内湖7レメーカーシステム・農林水産施設	1,816	1,661	2,109	2,280
		坂本共同作業所（農林水産課）	604	476	603	560
坂本共同作業所（商工労働政策課）		32,417	32,056	49,020	46,803	
堅田漁港、北小松・和邇漁港、真野・西ノ切舟だまり、若宮・大津舟だまり、葛川森林キャンプ村		20,800	12,930	17,202	14,243	
曳山展示館		-	-	29,277	24,619	
比良とびあ		-	-	140,002	411,460	
おごと温泉観光公園		-	-	20,809	18,898	
公人屋敷		382,379	170,225	3,102	3,315	
旧竹林院		-	-	5,678	6,189	
大津港サイクルステーション		-	-	18,974	16,120	
観光便所、駐車場		140,369	119,223	163,352	176,037	
道の駅妹子の郷		130,794	124,996	165,813	165,685	
まちなか交流館		705	-	-	-	
勤労福祉センター		146,601	139,408	123,363	126,033	
自動車（公設地方卸売市場管理課）		436	543	467	576	
自動車（観光振興課）		1,457	703	483	1,602	
自動車（農林水産課）	5,635	5,412	4,633	3,623		
自動車（勤労福祉センター）	995	872	-	-		
公用車エアコン（産業観光部）	-	86	91	104		

部局	施設名等	R3排出量	R4排出量	R5排出量	R6排出量	
環境部	志賀衛生プラント	248,207	242,833	269,502	273,816	
	北部衛生プラント	69,315	73,386	100,810	93,047	
	南部衛生プラント	518,760	78,681	1,329	1,381	
	坂本せせらぎ公園	409	406	603	469	
	大気環境監視局（6局）	14,281	12,534	17,347	17,415	
	環境美化センター	12,207,427	12,119,387	11,642,066	10,406,455	
	大津クリーンセンター、淀町最終処分場、淀町浸出水処理施設	195,154	171,810	233,393	228,764	
	大津クリーンセンター、中町最終処分場、汚水処理施設	-	35,410	51,060	42,084	
	環境交流館	7,003	6,158	7,889	7,756	
	伊香立菅井公園	718	504	231	220	
	大田廃棄物最終処分場	184,500	158,550	229,352	261,831	
	第二南部不燃物処分地	5,831	4,652	8,046	5,317	
	南部不燃物処分地	22,559	27,349	36,371	29,104	
	北部クリーンセンター	11,222,424	24,183	-	-	
	新北部クリーンセンター	249,640	9,421,757	8,908,980	7,967,101	
	北部廃棄物最終処分場	91,815	56,560	75,087	74,953	
	リサイクルセンター木戸	7,475	7,797	9,457	9,315	
	公衆便所	4,189	3,442	4,985	5,262	
	自動車（新北部クリーンセンター）	1,321	17,158	21,092	24,697	
	自動車（北部廃棄物最終処分場）	2,430	2,549	1,616	1,754	
	自動車（廃棄物減量推進課）	14,433	669	1,543	1,899	
	自動車（大田廃棄物最終処分場）	2,292	2,093	1,887	2,030	
	自動車（環境美化センター）	1,045	828	753	632	
	自動車（産業廃棄物対策課）	16,083	14,589	12,095	11,399	
	自動車（志賀衛生プラント）	1,964	2,742	1,395	1,033	
	自動車（南部衛生プラント）	1,041	-	-	-	
	自動車（リサイクルセンター木戸）	542	-	-	-	
	公用車エアコン（環境部）	-	400	338	338	
都市計画部	長等仮説文庫	59	52	74	71	
	街灯ほか住宅政策課所管施設	27,301	24,983	29,008	29,850	
	明日都浜大津	443,319	377,355	518,484	501,421	
	旧大津公会堂	29,917	30,465	33,732	32,721	
	まち家オフィス	2,087	-	-	-	
	石山駅前用地防犯灯・膳所駅南側暫定歩道市街灯	-	99	162	220	
	におの浜ふれあいスポーツセンター	291,718	261,004	308,501	288,564	
	公園緑地協会	1,055,403	1,052,139	1,102,913	1,019,699	
	近江神宮外苑公園	7,879	6,938	9,262	8,606	
	柳が崎湖畔公園（びわ湖大津館含む）	240,383	205,804	232,904	224,396	
	自動車（都市計画課）	3,167	2,631	2,631	2,300	
	自動車（旧大津公会堂）	93	138	-	-	
	自動車（公園緑地協会）	22,400	22,525	23,785	23,751	
	自動車（柳が崎湖畔公園（びわ湖大津館含む））	195	-	610	901	
	公用車エアコン（都市計画部）	-	157	143	143	
	建設部	ポンプ場	3,670	3,686	5,860	6,863
		道路・河川管理課所管施設	216,026	184,201	255,013	231,148
大津市公共駐車場		85,811	80,487	91,874	95,134	
大鳥居収蔵庫		481	856	955	666	
坂本・石山寺保管所、近江舞子・和邇・滋賀里・南滋賀里駅前自転車駐車場		335	270	360	336	
バス回転場の市街灯（藤尾奥町）		-	352	294	510	
小野駅前、堅田駅前、おごと温泉駅前、比叡山坂本駅前、比叡山坂本駅前第二、坂本比叡山口駅前、唐崎駅前、大津京駅前、大津駅前、膳所駅前、石山駅前、石山駅前第二、晴嵐、晴嵐第二、唐橋駅前、瀬田駅前、瀬田駅北口自転車駐車場		56,955	80,993	94,018	102,231	
自動車（路政課）		2,267	4,431	4,933	4,812	
自動車（建築課）		1,095	1,123	1,022	777	
自動車（建設監理課）		1,861	2,372	2,210	1,327	

部局	施設名等	R3排出量	R4排出量	R5排出量	R6排出量
建設部	自動車（道路・河川管理課）	29,466	27,242	26,466	27,005
	自動車（道路建設課）	3,509	3,341	3,117	5,101
	公用車エアコン（建設部）	-	243	247	260
議会局	自動車（議長車）	3,504	2,011	2,804	3,019
	公用車エアコン（議会局）	-	14	13	13
消防局	消防署、分署、出張所、分団詰所、分団車庫、消防器具	283,325	224,914	311,757	325,467
	自動車（消防署等）	343,673	377,618	369,767	348,095
	公用車エアコン（消防局）	-	1,973	1,872	1,833
教育委員会	中学校	2,103,380	1,526,547	1,924,243	1,850,204
	小学校	3,758,397	2,742,966	3,402,130	3,234,584
	小学校のバス	1	52	73	109
	特別支援教育室	1,888	-	-	-
	葛川自然の家	58,148	52,693	116,406	120,459
	教育支援センター	8,382	8,562	11,146	7,079
	図書館、北図書館、和邇図書館	176,705	100,812	138,684	143,809
	生涯学習センター	290,153	340,810	449,167	424,734
	小野公民館分館	4,748	-	-	-
	北部地域文化センター	175,053	103,148	131,785	140,321
	和邇文化センター	89,822	77,220	94,906	89,592
	北部、南部学校給食共同調理場	1,360,097	1,208,300	1,296,192	1,211,979
	葛川小中学校調理室	3,567	3,604	4,161	4,438
	志賀中学校調理室	22,782	24,215	22,332	30,438
	東部学校給食共同調理場	1,239,005	1,054,021	1,357,834	1,287,182
	本庁舎教育委員会	42,828	10,640	10,231	8,894
	自動車（児童生徒支援課）	1,698	1,598	1,388	1,038
	自動車（北図書館、和邇図書館）	7,453	7,790	7,286	8,235
	自動車（小学校）	12,657	14,880	15,112	13,544
	自動車（特別支援教育室）	1,170	-	-	-
	自動車（北部・南部学校給食共同調理場）	380	1,016	949	492
	自動車（東部学校給食共同調理場）	-	496	541	511
	自動車（教育センター）	857	677	795	1,219
	自動車（教育支援センター）	1,231	3,405	4,291	4,911
	自動車（教育給務課）	2,474	2,857	2,947	2,980
	自動車（生涯学習センター）	387	341	505	528
	自動車（葛川少年自然の家）	864	647	743	745
	自動車（少年センター）	1,424	1,154	1,264	1,575
	公用車エアコン（教育委員会）	-	386	351	377
	企業局	研修センター	4,762	4,405	3,859
水道施設		7,578,497	6,526,236	8,710,199	8,478,449
下水道施設		3,374,442	2,856,662	4,068,564	3,990,128
北基地、東基地（経営経理課）		20,283	16,948	24,641	22,518
ガス燈		13,072	15,110	14,730	14,833
本庁舎企業局		371,657	92,581	89,009	77,377
下水処理量（水再生センター）		-	1,251,672	1,234,495	1,228,883
自動車（北基地、東基地）		89,170	87,883	83,188	79,204
公用車エアコン（企業局）		-	1,230	1,066	1,092
合計		58,844,077	50,895,716	56,292,938	53,216,292
t-CO2（小数点以下四捨五入）		58,844	50,896	56,293	53,216

※1 この表は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第7条第1項、同法第16条第1項及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項の規定に基づき、経済産業大臣及び環境大臣に対して提出する報告書の作成のため、関係所属に対して報告を依頼したエネルギー使用量等に基づくものである。

※2 表中の施設の分類は、関係所属からの報告を基本としている。

※3 各施設の属する部局については、令和6年度時点の機構に基づくものとする。

※4 令和6年度まで、電気の排出係数は、電気事業者ごとに基礎排出係数と調整後排出係数の2種類の排出係数が示されており、地方公共団体実行計画（事務事業編）では、基礎排出係数を用いて算定することとなっていた。しかし、本庁舎において再生可能エネルギーの電力を購入しており、その取組によるCO<sub>2</sub>削減効果を確認するため、調整後排出係数での算定も併記していたため、本表の排出量については、調整後排出係数を用いて算定した数値である。

令和7年度からは、電気について、従来の基礎排出係数に代わり基礎排出係数（非化石電源調整済）が導入され、点検についてはいずれかの係数を用いて算定することとなっている。また、新たな政府実行計画においては、点検に当たっては調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を公表することとされていることから、R6排出量も調整後排出係数を用いて算出した排出量を記載している。

〈基礎排出係数〉

電気事業者が販売した電気を発電する際に焼却した燃料から排出された二酸化炭素の量である「基礎二酸化炭素排出量」を、電気事業者が供給した電力量である「販売電力量」で割って算出する。

〈基礎排出係数（非化石電源調整済）〉

従来の基礎排出係数に代えて非化石証書、グリーン電力・熱証書及び再生可能エネルギー由来のクレジットの取引を反映させた係数。

〈調整後排出係数〉

電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値による調整を反映した後のCO2排出係数を指す。  
再生可能エネルギーの利用や排出量削減策の導入などにより削減される、より正確な排出量を反映するために使用される指標である。

### (3) エネルギー使用量に関する目標と経過

①	電気の使用量を前年度比 1%削減するとともに、最大限の省エネ化を図った上、再生可能エネルギー由来の電力の導入を推進します。
②	都市ガスの使用量を前年度比 1%削減します。
③	他燃料（ガソリン、軽油、灯油、A重油、液化石油ガス（LPG）（公用車の燃料を除く））の使用量を前年度比 1%削減します。
④	公用車の燃料として使用するガソリン及び軽油の量を前年度比 1%削減します。

表45-1 電気の使用量

(単位：kWh)

目標	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	増減率 (R6/R1)	増減率 (R6/R5)
前年度比1.0%削減	80,465,000	64,111,835	64,174,787	△20.2%	0.1%

表45-2 都市ガスの使用量

(単位：m<sup>3</sup>)

目標	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	増減率 (R6/R1)	増減率 (R6/R5)
前年度比1.0%削減	2,123,390	2,987,245	3,031,835	42.8%	1.5%

表45-3 ガソリン、軽油、灯油、A重油、液化石油ガスの使用量（公用車燃料以外）

目標	種別	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	増減率 (R6/R1)	増減率 (R6/R5)
前年度比1.0%削減	ガソリン(L)	9,289	5,935	5,448	△41.4%	△8.2%
	軽油(L)	25,174	16,703	13,526	△46.3%	△19.0%
	灯油(L)	366,411	329,935	468,911	28.0%	42.1%
	A重油(L)	132,825	60,695	64,324	△51.6%	6.0%
	LPG(m <sup>3</sup> )	25,222	20,478	21,563	△14.5%	5.3%
	熱量換算合計値 (GJ)	22,464	17,477	22,672	0.9%	29.7%

表45-4 公用車の燃料（ガソリン、軽油）の使用量

目標	種別	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	増減率 (R6/R1)	増減率 (R6/R5)
前年度比1.0%削減	ガソリン(L)	273,639	274,931	270,234	△1.2%	△1.7%
	軽油(L)	118,528	107,102	105,132	△11.3%	△1.8%
	熱量換算合計値 (GJ)	13,936	13,253	13,021	△6.6%	△1.8%

(4) ごみ減量等に関する目標（指定管理者制度導入施設を除く）と経過

①	市施設から排出する燃やせるごみの量を 10.5%削減します。【基準年度値：523,612 kg】
②	用紙購入量を基準年度実績以下にします。【基準年度実績：6,711 万枚】
③	グリーン購入の取組を一層推進します。
④	上水使用量を基準年度実績以下にします。【基準年度実績：748 千m <sup>3</sup> 】

表46-1 市施設から排出する燃やせるごみの量

(単位：kg)

目標	対象	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	増減率 (R6/R1)	増減率 (R6/R5)
基準年度の 10.5%削減	市施設全て	523,612	541,874	514,990	△1.6%	△5.0%
	うち本庁舎	19,938	17,765	17,132	△14.1%	△3.6%

表46-2 用紙購入量

(単位：枚)

目標	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	増減率 (R6/R1)	増減率 (R6/R5)
基準年度以下	67,113,375	59,413,300	65,037,850	△3.1%	9.5%

※A4判以外を購入した場合、A4版に換算した枚数の割合に変換

表46-3 グリーン購入

(単位：%)

目標	品目	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度
一層推進	文房具類	85.1	84.7	82.5
	紙類	96.7	97.6	97.5

表46-4 上水使用量

(単位：m<sup>3</sup>)

目標	基準値 (令和元年度)	令和5年度	令和6年度	増減率 (R6/R1)	増減率 (R6/R5)
基準年度以下	747,943	604,250	717,875	△4.0%	18.8%

## 2 公共施設における太陽光発電システムの活用

表47-1 市有施設への太陽光発電システム設置状況

設置場所	能力(kW) ※1kW以上のもののみ
一里山緑のふれあいセンター	5.00
大石グリーンパーク	4.27
膳所浄水場	20.00
皇子山球場	3.57
天神山保育園	10.00
旧大津公会堂	1.68
木戸市民センター	10.00
市庁舎(新館)	40.00
富士見市民センター	11.40
瀬田南幼稚園・瀬田南保育園	5.16
上田上小学校	5.16
田上市民センター	10.40
道の駅妹子の郷	30.48
平野市民センター	10.32
大石市民センター	11.13
富士見市民温水プール	10.73
北部クリーンセンター	17.50
環境美化センター	17.25
中消防署	10.00
合計	234.05

表47-2 市有地の貸し出し場所への太陽光発電システム設置状況

設置場所	能力(kW)
大津クリーンセンター廃棄物最終処分場跡地	948

### 3 環境マネジメントシステムの取り組み

「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」について、環境マネジメントシステムと一体で推進することにより、環境負荷をより効果的に低減し、市民や事業者への啓発効果が期待できること、加えて自主的積極的な環境行動やパートナーシップの構築にも寄与しうるとの考えのもと、本庁舎を中心とした事務系職場において ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、平成 14 年度から運用してきました。

この取り組みについて一定のノウハウが蓄積されたことから、これまでの経験等を活かし、平成 21 年度から、ISO14001 に代わる本市の独自の環境マネジメントシステム（(呼称)「環境オームス」）に移行し、日々の業務の中での取組を実践しています。

## 第9章 環境基準・規制基準

環境基本法には、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で「維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、騒音等の項目で環境基準が定められています。

また、工場や事業場から排出されるばい煙や排水、敷地境界での騒音や振動などについて、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの個別の法令に基づき、守るべき基準値（規制基準値）が定められています。規制基準値については、事業の種類や設置されている施設、用途地域等で細かく規定されています。

本章では、環境基準及び一部の規制基準についてまとめています。

### 1 大気

表 48 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準	設 定 時 期
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 16 日
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が、0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和 53 年 7 月 11 日
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成 21 年 9 月 9 日
備 考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 ミクロンの粒子を 50% の割合で分離できる分流装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

表 49 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	一年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	一年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	一年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	一年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

## 2 水質

### (1) 水質汚濁に係る環境基準

河川、湖沼、沿岸等公共用水域の水質について、大きく3つの基準等が設けられています。

#### ① 人の健康の保護に関する環境基準

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼす恐れのある項目が選定されています。現在、27物質の濃度について全国一律の基準値が設けられています。

表 50 人の健康の保護に関する環境基準

単位：mg/L

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ふっ素	0.8 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ほう素	1 以下
		1,4-ジオキサン	0.05 以下

#### ② 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

##### ア 生活環境の保全に関する環境基準

河川や湖沼は人の生活の中で様々な利用されており、その目的に応じて目標となる「類型」毎にまとめられ、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について類型ごとに基準値が設定されています。

大津市では市内の8河川（10地点）【P14表の\*標記のない河川（和邇川、天神川、大宮川、柳川、吾妻川、相模川、大戸川、信楽川）】について生活環境の保全に関する環境基準の類型が指定されています。

表 51-1 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められない こと	2mg/L 以上	-

備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準

生活環境の保全に関する環境基準について、国の基準とは別に大津市環境基本条例（平成7年条例第39号）に基づき、本市独自の「大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準」（以下「環境上の基準」という。）を定め、類型の指定を行っています。

本市が定めた「環境上の基準」では、国が定めている項目（pH、BOD、DO、SS等）だけでなく、琵琶湖の富栄養化防止のため、特殊項目として「総窒素」、「総りん」、補助指標として「生物指標」（市内の河川に生息する魚類、水生小動物、藻類等のうち、それぞれの水質階級に優先的に出現するものの中から市民になじみのあるものを主に選定したもの）や「感覚指標」（市民が河川を評価する場合の一般的な項目で、ゴミ、油膜、臭気、着色、透視度、泡立ちの有無、川床状況）が取り入れられています。

類型指定河川は、P14表の\*表記の河川（滝川、比良川、八屋戸川等16河川16地点）になります。

表51-2 生活環境の保全に関する環境上の水質基準

項目 類型	基準値						
	生活環境項目					特殊項目	
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	総窒素(T-N)	総りん(T-P)
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下	1.0mg/L以下	0.10mg/L以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	1.5mg/L以下	0.20mg/L以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下	2.0mg/L以下	0.30mg/L以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	3.0mg/L以下	0.40mg/L以下
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	4.0mg/L以下	0.55mg/L以下
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—	5.0mg/L以下	0.65mg/L以下
測定方法	日本産業規格（以下この表において「規格」という。）12.1 K0102-1の12に定める方法	規格 K0102-1の18に定める方法	昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）付表8に掲げる方法	規格 K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は光学式DO計による測定	規格 K0102-5の5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは0℃から5℃まで（凍結させない。）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	規格 K0102-2の17.3、17.4又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格 K0102-2の18.4（18.4.1.4のbを除く。）に定める方法

備考

- 1 生活環境項目の規準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 2 特殊項目の規準値は、年間平均値とする。
- 3 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上、総窒素 1mg/L 以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 5 AA 類型のうち、水道 1 級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うものをいう。）を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。

表51-3 生物及び人の感覚による補助指標 (7) 生物指標

ランク		水生生物	魚類
I	きれいな水	サワガニ カワゲラ類 ヘビトンボ ナガレトビケラ クロツツトビケラ ヒラタカゲロウ ナベブタシ ヤマトビケラ ニンギョウトビケラ アミカ ブユ	タカハヤ イワナ アカザ アマゴ アユ カジカ カワヨシノボリ
II	ややきれいな水	カワニナ ヤマサナエ コヤマトンボ コガタシマトビケラ ギフシマトビケラ スジエビ コオニヤンマ シマアメンボ ヒラタドロムシ ゲンジボタル コカゲロウ	フナ類 アブラハヤ シマドジョウ ドンコ ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く) オイカワ ウグイ ナマズ カワムツ カマツカ アユ
III	きたない水	タニシ ミズムシ タイコウチ ユリミミズ サホコカゲロウ ミズカマキリ ヒル	フナ類 ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く) オイカワ ドジョウ
IV	とてもきたない水	サカマキガイ イトミミズ チョウバエ セスジユスリカ エラミミズ アメリカザリガニ ユスリカ	

備考

- 1 評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。
- 2 I の項魚類の欄のイワナ・アマゴは、河川上流・低水温域に適用するものとする。

表51-4 生物及び人の感覚による補助指標 (1) 感覚指標

ランク	川の感じ	親水のイメージ	感覚指標			
			ゴミ	透視度 (cm)	河床状況	川のおい
a	とても快適	川の中に入って遊びたいと思える	ない	100 以上	砂、レキ質等がはっきり見える。うっすらと苔が付いている。	とても快
b	快適		少しあるが気にならない	70 以上	藻類等付着物に覆われている。	快
c	不快	川の中に入りたくないが釣りなどはできる	目立つ程度あって気になる	30 以上	部分的にミズワタが発生している。	不快
d	とても不快	川に近づきたいと思わない	多くあってひどく気になる	30 未満	河床全面にミズワタが発生しているか、ヘドロ状になっている。	とても不快

### ③ 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質であるものの、河川等であまり頻繁に検出されないことから、直ちに環境基準とはせず、引き続き国が知見の集積に努めるべき物質を要監視項目として設定し、監視を継続しています。

表 52 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係るもの）

No.	要監視項目	指針値 (mg/L 以下)	No.	要監視項目	指針値 (mg/L 以下)
1	クロロホルム	0.06	16	クロルニトロフェン(CNP)	—
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	17	トルエン	0.6
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06	18	キシレン	0.4
4	p-ジクロロベンゼン	0.2	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
5	イソキサチオン	0.008	20	ニッケル	—
6	ダイアジノン	0.005	21	モリブデン	0.07
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003	22	アンチモン	0.02
8	イソプロチオラン	0.04	23	塩化ビニルモノマー	0.002
9	オキシ銅(有機銅)	0.04	24	エピクロロヒドリン	0.0004
10	クロロタロニル(TPN)	0.05	25	全マンガン	0.2
11	プロピザミド	0.008	26	ウラン	0.002
12	EPN	0.006	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005(暫定)*
13	ジクロロボス(DDVP)	0.008			
14	フェノブカルブ(BPMC)	0.03			
15	イプロベンホス(IBP)	0.008			

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

### (2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 53 地下水質環境基準

(単位：mg/L)

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	四塩化炭素	0.002 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
全シアン	検出されないこと	クロロエチレン	0.002 以下	チウラム	0.006 以下
鉛	0.01 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	シマジン	0.003 以下
六価クロム	0.02 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	チオベンカルブ	0.02 以下
砒素	0.01 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ベンゼン	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	セレン	0.01 以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下	ふっ素	0.8 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	ほう素	1 以下
				1,4-ジオキサン	0.05 以下

### 3 騒音・振動

表 54 騒音の環境基準

(単位：デシベル)

環境基準の値(昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00))				
区分 地域 類型	道路に面する地域 以外の地域	道路に面する地域(道路交通騒音が支配的な音源である地域)		
			幹線交通を担う道路に 近接する空間 ・2車線以下：15m ・2車線超：20m	幹線交通を担う道路に 近接する空間の背後に 存する建物の中高層部 に位置する住居等
AA	50以下/40以下			
A	55以下/45以下	60以下/55以下 (2車線以上)	70以下/65以下 屋内へ透過する騒音に 係る基準 45以下/40以下	屋内へ透過する騒音 に係る基準 45以下/40以下
B	1車線道路に面す る地域を含む	65以下/60以下 (2車線以上)		
C	60以下/50以下	65以下/60以下 (1車線以上)		
除外 地域				

・環境基準類型

- AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A：専ら住居の用に供される地域
- B：主として住居の用に供される地域
- C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- ・幹線交通を担う道路：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道

表 55 新幹線鉄道の騒音の環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示)

地域の類型	基準値 (ピークレベルの平均値)	備考
I	70デシベル以下	Iをあてはめる地域:主として住居の用に供される地域
II	75デシベル以下	IIをあてはめる地域:商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

表 56 騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間区分 区域区分	朝	昼	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

- 注1. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 注2. 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

表 57 振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間区分 区域区分	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

- 注1. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

## 4 土壌

表 58 土壌の汚染に係る環境基準

カドミウム	0.003mg/ 検液 1L 以下 農用地 0.4mg/ 米 1kg 以下	ジクロロ メタン	0.02mg/検液 1L 以下	1,3- ジクロロ プロペン	0.002mg/ 検液 1L 以下
全シアン	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/ 検液 1L 以下	チウラム	0.006mg/ 検液 1L 以下
有機燐	検出されないこと	クロロエチレン (塩化ビニル又は 塩化ビニル モノマー)	0.002mg/ 検液 1L 以下	シマジン	0.003mg/ 検液 1L 以下
鉛	0.01mg/ 検液 1L 以下	1,2- ジクロロエタン	0.004mg/ 検液 1L 以下	チオベン カルブ	0.02mg/ 検液 1L 以下
六価クロム	0.05mg/ 検液 1L 以下	1,1-ジクロロ エチレン	0.1mg/ 検液 1L 以下	ベンゼン	0.01mg/ 検液 1L 以下
砒素	0.01mg /検液 1L 以下 農用地(田に限る) 15mg/ 土壌 1kg 未満	1,2-ジクロロ エチレン	0.04mg/ 検液 1L 以下	セレン	0.01mg/ 検液 1L 以下
総水銀	0.0005mg/ 検液 1L 以下	1,1,1- トリクロロ エタン	1mg/ 検液 1L 以下	ふっ素	0.8mg/ 検液 1L 以下
アルキル 水銀	検出されないこと	1,1,2- トリクロロ エタン	0.006mg/ 検液 1L 以下	ほう素	1mg/ 検液 1L 以下
PCB	検出されないこと	トリクロロ エチレン	0.01mg/ 検液 1L 以下	1,4-ジオキ サン	0.05mg/ 検液 1L 以下
銅	農用地(田に限る) 125mg/ 土壌 1kg 未満	テトラクロロ エチレン	0.01mg/ 検液 1L 以下		

## 5 ダイオキシン類

表 59 ダイオキシン類に係る環境基準

大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
(土壌の調査指針値)	250pg-TEQ/g
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

## 6 悪臭

悪臭防止法に基づき、生活環境の保全と住民の健康保護を目的に、規制地域内の工場や事業場等の事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。大津市では、市域全域で臭気指数による規制を行っています。

臭気指数とは、複数人の嗅覚に基づいて、においの程度を数値化したものです。具体的には、もとのにおいを人間の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数に10を乗じた値です。例えば、もとのにおいを100倍に希釈してにおいが感じられなくなった場合、臭気指数は20となります。

### (1) 敷地境界における規制基準（1号基準）

表 60-1 敷地境界線上における規制基準（1号基準）

規制地域の区分	第1種区域	第2種区域
臭気指数	12	15

### (2) 気体排出口の規制基準（2号基準）

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出

### (3) 排水における規制基準（3号基準） ※3号基準=1号基準+16

表 60-2 排水における規制基準（3号基準）

規制地域の区分	第1種区域	第2種区域
臭気指数	28	31

#### 《区域の区分》

第1種区域	第2種区域
第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域、 第一種・第二種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域、市街化調整区域、 都市計画区域外の地域

## 第10章 大津市の環境行政の推移

※明治から平成までについては「別冊」を御参照ください。

年 月	方針・計画・条例関係	施設関係	その他(特記事項)	国・県等
令和元 .10				・「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
2 .3		・大津クリーンセンター破砕施設及び資源化施設廃止		
.4		・大津市環境美化センターリサイクル施設が稼働		
.11	・「大津市環境基本計画(第2次)」、「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ21 おおつ(第2次)」及び「大津環境人を育む行動計画」の計画期間の延長(令和3年度まで)			
3 .3	・「大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」(令和3年3月一部改正)施行	・大津市環境美化センター旧焼却施設が廃止		・「滋賀県食品ロス削減推進計画」策定
.7		・大津市環境美化センター焼却施設が稼働		・「第五次滋賀県廃棄物処理計画」策定
				・MLGs(Mother Lake Goals:琵琶湖版SDGs)策定
.12	・「一般廃棄物処理基本計画 大津HEARTプラン」策定			
	・「大津市環境基本計画(第3次)」策定			
4 .1		・大津市北部衛生プラント及び志賀衛生プラントの2施設でのし尿処理体制に移行		
.3	・「大津市再生可能エネルギー等利活用方針」の計画期間終了 ・市長による「大津市ゼロカーボンシティ宣言」の表明	・大津市北部クリーンセンター旧焼却施設、粗大ごみ処理施設及び資源化施設廃止(プラスチック容器資源化施設は継続)		
.4		・大津クリーンセンター解体撤去完了	・びんの一括収集開始(分別収集から変更)	・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
		・大津市環境美化センター旧焼却施設解体撤去完了		
			・産業廃棄物対策課と不法投棄対策課が産業廃棄物対策課に統合	
			・施設整備課が環境施設課に名称変更	
		・大津市北部クリーンセンターリサイクル施設が稼働		
			・リサイクル施設において使用済み小型家電のピックアップ回収を開始	
.6		・大津市北部クリーンセンター竣工		
.7		・大津市北部クリーンセンター焼却施設が稼働		
5 .3		・大津市南部衛生プラント廃止 ・大津市環境美化センター竣工		
.4			・ペットボトルの水平リサイクルの実証実験を開始	
6 .3			・市役所本庁舎新館の照明をLED化	

年 月	方針・計画・条例関係	施設関係	その他(特記事項)	国・県等
.7			・小型充電式電池等の収集開始	
.10			・家庭ごみ定期収集における土曜日収集の廃止	

# 大津市の環境

令和7年度版

令和7年12月発行

発行 大津市  
編集 大津市環境部環境政策課  
〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
電話 077-528-2760 FAX 077-522-1097  
e-mail : otsu1121@city.otsu.lg.jp

大津市のホームページにも掲載しています。

大津市のホームページアドレスは、<http://www.city.otsu.lg.jp/>です。